

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2024.2.16

農林中金＜パートナーズ＞ 日米6資産分散ファンド

（安定運用コース）【愛称：コア6エバー】

（資産形成コース）【愛称：コア6シード】

追加型投信/内外/資産複合

本書により行う農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース・資産形成コース）の受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月15日に関東財務局長に提出しており、2024年2月16日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛窪 克彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

《目次》

	頁
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第1 【ファンドの状況】	4
第2 【管理及び運営】	58
第3 【ファンドの経理状況】	66
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	156
第三部 【委託会社等の情報】	157
第1 【委託会社等の概況】	157

約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。本書を請求された場合には、投資信託説明書（交付目論見書）に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)

(愛称 コア6エバー)

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)

(愛称 コア6シード)

以上を総称して、またはそれぞれを「農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド」、「コア6」または「ファンド」という場合があります。

また、各々「農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)」を「安定運用コース」または「エバー」、「農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)」を「資産形成コース」または「シード」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(振替内国投資信託受益権)

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※ 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または販売会社^(注)に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

(注) 委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。(以下同じ。)

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%(税抜1.0%)となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

- ※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。
- ※ 「スイッチング」（注1）による取得申込の場合および「分配金再投資（累積投資）コース」（注2）により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
（注1）「スイッチング」とは、各ファンドの一部解約金の手取金をもって、当該一部解約の請求と同時に、当該ファンド以外の農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンドの受益権の取得を申し込む場合をいいます。（以下同じ。）
（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）
（注2）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。
- ※ 「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。
- ※ 「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（6）【申込単位】

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「スイッチング」による取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（7）【申込期間】

2024年2月16日から2024年8月15日までとします。（継続申込期間）

※ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込代金※を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ 「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（10）【払込取扱場所】

上記「（8）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンド（安定運用コース、資産形成コース）は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産（ ）
		資産複合

追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内 外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

資産複合:目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

(当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類(表紙)と属性区分における投資対象資産は異なります。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)		
		日本				
	年2回	北米				
債券	年4回	欧州			ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
		年6回 (隔月)				
	年12回 (毎月)	オセアニア				
		中南米				
	不動産投信	日々	アフリカ			
資産複合 ()			中近東 (中東)			
			その他 ()	エマーシング		
その他資産 (投資信託証券：資産複合(資産配分固定型 ：株式・債券・不動産投信))						
資産複合 ()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

その他資産：組入れている資産を記載するものとする。

年 1 回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

日本、北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本、北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジ(フルヘッジ)を行う旨の記載があるものをいう。

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。(信託の目的、金額および信託金の限度額(約款第3条))

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

① 主として日本株式、日本債券、日本上場不動産投資信託(J-REIT^{リート})、米国株式、米国債券および米国上場不動産投資信託(REIT)に実質的に分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

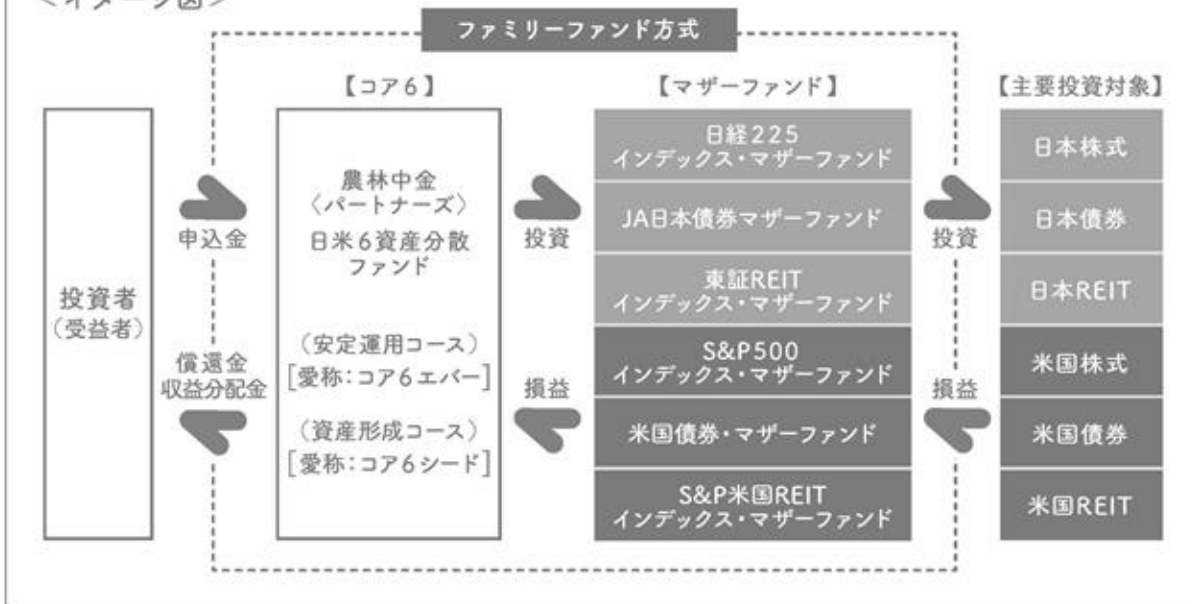
■ 各資産への投資は、資産別のマザーファンドへの投資を通じて、日本株式、日本債券、日本REIT、米国株式、米国債券および米国REITに実質的に分散投資を行います。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式とは

- ・ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券、REITなどの資産に投資する仕組みのことです。
- ・一般の投資家は、「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。

<イメージ図>



- ② 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。

■ 分散投資の効果をより高めるために、為替変動の影響を抑制する運用を行います。

- ③ お客さまのそれぞれの資産運用の目的などに合わせて、2つのファンド(安定運用コース、資産形成コース)から選択いただけます。

■ 2つのファンド(安定運用コース、資産形成コース)の各資産(資産別のマザーファンド)への基本配分比率は次のとおりとします。

安定運用コース【愛称: コア6エバー】

資産形成コース【愛称: コア6シード】



また、上記の各資産の基本配分比率は、各マザーファンドの組入比率を表しています。

- 上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。
- 上記各マザーファンド受益証券への合計投資割合は、原則として高位に保ちます。
- 各ファンド間でスイッチングが可能です。

各マザーファンドの特色について

【マザーファンド】	【主要投資対象】	【主な投資態度】
日経225 インデックス・マザーファンド	日本株式	日経平均株価(日経225)と連動する成果を目指します。
JAB本債券マザーファンド	日本債券	NOMURA-BPI総合を中長期的に上回る成果を目指します。
東証REIT インデックス・マザーファンド	日本REIT	東証REIT指数(配当込み)と連動する成果を目指します。
S&P500 インデックス・マザーファンド	米国株式	S&P500指数(当社円換算ベース)と連動する成果を目指します。
米国債券・マザーファンド	米国債券	FTSE米国国債インデックス(円ベース)を上回る成果を目指します。
S&P米国REIT インデックス・マザーファンド	米国REIT	S&P米国REIT指数(配当込み、当社円換算ベース)と連動する成果を目指します。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年11月15日(休日の場合は翌営業日)に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

〈指数について〉

日本株式

- 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社（以下「(株)日本経済新聞社」といいます。）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、(株)日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て(株)日本経済新聞社に帰属しています。
- 本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、(株)日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- (株)日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- (株)日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

日本REIT

- 東証REIT指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社J PX総研又は株式会社J PX総研の関連会社（以下「J PX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ PXが有します。
- J PXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- 本商品は、J PXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ PXは責任を負いません。

日本債券

- 「NOMURA-BPI総合」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

米国株式・米国REIT

- S&P500®（以下「S&P500指数」といいます。）、S&P米国REIT（以下「S&P米国REIT指数」といいます。）はS&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJ」といいます。）の商品であり、これを利用するライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社に付与されています。
- Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」といいます。）の登録商標です。また、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」といいます。）の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。
- 当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500指数、S&P米国REIT指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

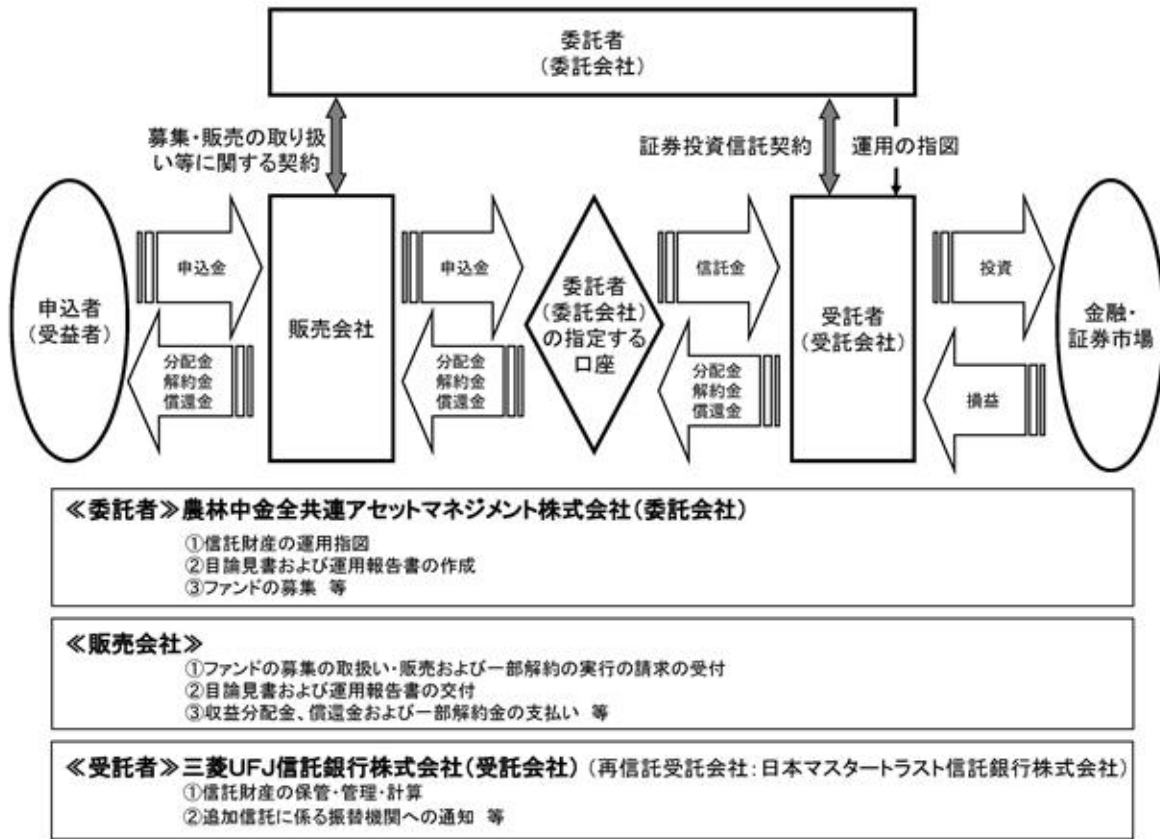
米国債券

- 「FTSE米国国債インデックス」はFTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2018年2月28日 有価証券届出書の提出
- 2018年3月16日 募集開始日
- 2018年3月20日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2023年12月29日現在）

- ① 資本金の額
1,466百万円
- ② 沿革
 1993年9月28日 農中投信株式会社設立
 10月8日 証券投資信託委託業の免許取得
 10月13日 営業開始
 1996年8月20日 投資顧問業務の登録
 9月30日 投資一任業務認可取得
 10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更
 2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更
 2007年9月30日 金融商品取引業の登録
- ③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫	66.66%
全国共済農業協同組合連合会	33.34%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

① 投資対象

日経225インデックス・マザーファンド受益証券、J A日本債券マザーファンド受益証券、東証REITインデックス・マザーファンド受益証券、S & P 500インデックス・マザーファンド受益証券、米国債券・マザーファンド受益証券およびS & P米国REITインデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本および米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）、公社債、上場不動産投資信託証券等に直接投資することがあります。

② 投資態度

(イ) 上記①のマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内株式、国内債券、国内上場不動産投資信託、米国株式、米国債券および米国上場不動産投資信託に実質的に分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ) 各マザーファンド受益証券への投資配分比率（以下、「基本配分比率」といいます。）は以下を基本とします。

マザーファンド	安定運用 コース	資産形成 コース
日経225インデックス・マザーファンド受益証券	5%	1/6
J A日本債券マザーファンド受益証券	40%	1/6
東証REITインデックス・マザーファンド受益証券	5%	1/6
S & P 500インデックス・マザーファンド受益証券	5%	1/6
米国債券・マザーファンド受益証券	40%	1/6
S & P米国REITインデックス・マザーファンド受益証券	5%	1/6

(ハ) 上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。

(ニ) 上記各マザーファンド受益証券への合計投資割合は、原則として高位に保ちます。

(ホ) 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。

(ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

② 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

- ① 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225インデックス・マザーファンド、JA日本債券マザーファンド、東証REITインデックス・マザーファンド、S&P500インデックス・マザーファンド、米国債券・マザーファンドおよびS&P米国REITインデックス・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号から第12号（上記1. から上記12. ）までの証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で第22号（上記22. ）の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号（上記1. ）の証券または証書および第13号（上記13. ）ならびに第18号（上記18. ）の証券または証書のうち第1号（上記1. ）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2. から上記6. ）までの証券および第13号ならびに第18号（上記13. ならびに上記18. ）の証券または証書のうち第2号から第6号（上記

2. から上記6.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号(上記14.)の証券および第15号(上記15.)の証券(新投資口予約権証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第1項(上記①)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

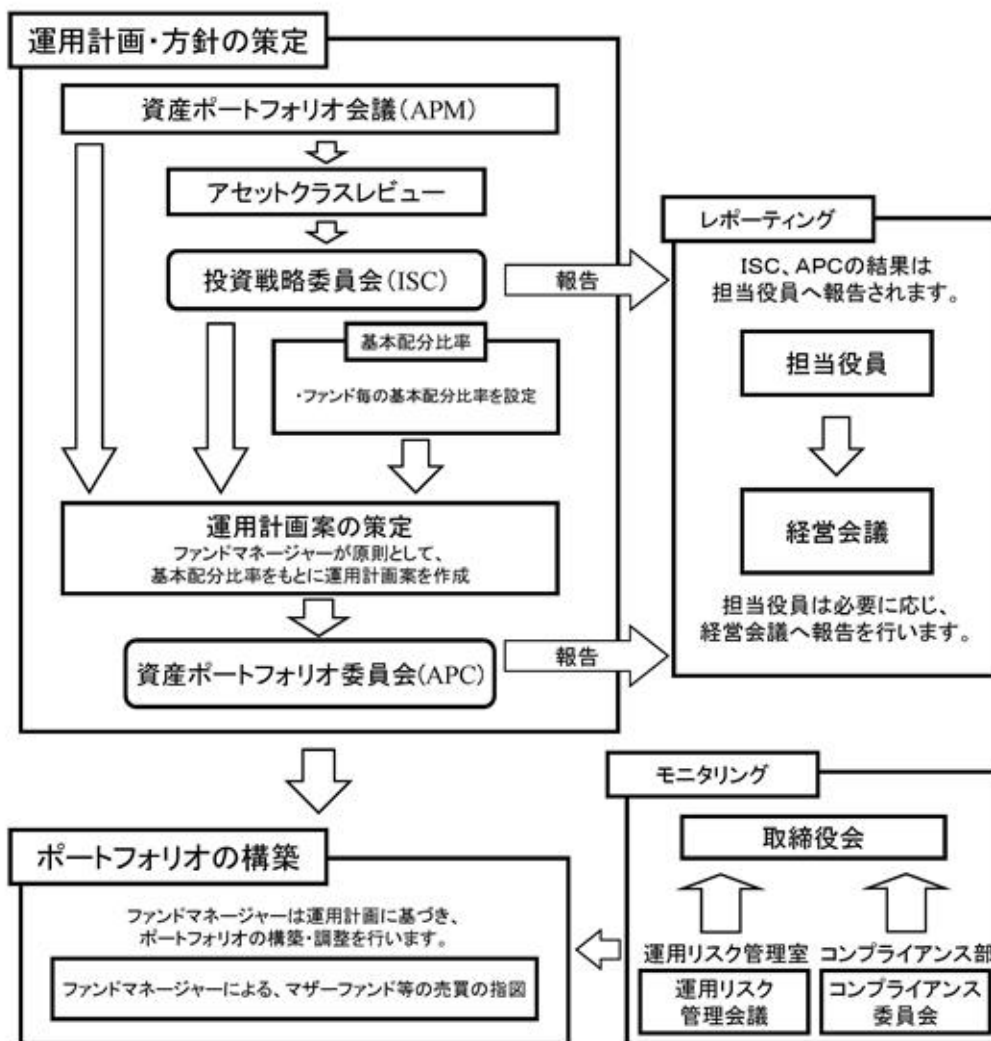
6. 外国の者に対する権利で前号(上記5.)の権利の性質を有するもの

③ 第1項(上記①)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項(上記②)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



- ① 資産ポートフォリオ会議（APM）
月1回以上開催。資産ごとの市場分析・シナリオ案の作成を行います。
- ② アセットクラスレビュー
月1回以上開催。資産間のリスク・リターンの相対比較分析等を行い、資産配分方針案を作成します。
- ③ 投資戦略委員会（ISC）
原則月1回以上開催し、資産配分方針の決定や各市場の基本シナリオの承認を行います。
- ④ 資産ポートフォリオ委員会（APC）
原則月1回以上開催し、個別ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	100名程度 (うち 投資判断に携わる者 80名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
運用リスク管理室	5名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年11月15日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

※ なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

b. 収益の分配方式（約款第40条）

① 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の再投資等

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。

② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

c. 外国為替予約取引への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

d. デリバティブ取引への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

e. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第4項および6項）

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f. 投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第5項および6項）

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第20条）

① 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前各項（上記①および上記②）において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）

① 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指

図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第23条）

- ① 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第24条）

- ① 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k. デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

l. 信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

m. 投資する株式等の範囲（約款第19条）

- ① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 第1項（上記①）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

n. 信用取引の指図範囲（約款第21条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 第1項(上記①)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、かつ

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(第5号(上記5.)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

o. 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号(下記1. および2.)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、かつ
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、かつ

② 第1項第1号および第2号(上記①1. および2.)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、かつ

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、かつ

p. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

q. 外国為替予約の指図および範囲(約款第27条)

① 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 第1項(上記①)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとし、かつ、ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 第2項(上記②)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとし、かつ

r. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図(約款第31条)

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

s. 再投資の指図(約款第32条)

委託者は、前条(r.)の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

t. 資金の借入れ(約款第33条)

① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含

みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

u. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

v. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

(参考)

「日経225インデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価（日経225）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日経平均株価（日経225）をベンチマークとし、主としてわが国の取引所に上場している株式に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② わが国の株式への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産の総額の50%以下とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「J A日本債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主にわが国の公社債に投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得に努め、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

② 運用にあたりまして、主にセクター別のアロケーションを行うこと、デュレーションの調整を行うことなどにより、NOMURA-BPI総合に対しての超過収益の獲得に努めます。なお、当ファンドが投資を行う公社債は流動性を考慮しつつ、原則としてBBBマイナス格相当以上の格付を有しているものとします。

また、公社債の組入比率は原則として高位に保ちます。

③ 組入銘柄の選定、デュレーションの決定などはマイクロ経済分析・ファンダメンタルズ分析等に基づいて行います。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ 外貨建資産につきましては、投資を行いません。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

⑩ 金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします

⑫ デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「東証REITインデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下、総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② 不動産投資信託証券の投資割合は、原則として高位に保ちます。

③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し不動産投資信託証券の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資は行いません。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「S & P 500インデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P 500 指数（当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① S & P 500 指数（当社円換算ベース）をベンチマークとし、主として米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）等に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株式（DR（預託証券）を含みます。）等への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑫ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「米国債券・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定的な収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の国債を中心とする公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の国債を中心とする公社債に投資することにより、安定的な収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② 運用にあたっては、FTSE米国国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る成果の実現を目指します。
- ③ 公社債への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ④ デリバティブ取引（債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引等）および為替予約取引を利用する場合があります。
- ⑤ 組入外貨建資産については、原則として為替変動リスクを低減するための対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当および株主割当により取得するものに限ります。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「S & P米国REITインデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下、総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① S&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）をベンチマークとし、主として米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 不動産投資信託証券の投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し不動産投資信託証券の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式、公社債およびリートなど値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② リートの価格変動リスク

一般に、リートは不動産市況（価格、賃料、稼働率等）や金利の変動、関係法令・規制、国内外の景気、政治、経済、社会情勢、災害等の影響を受け、また、リートの収益や財務内容の変化を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れているリートの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資するリートやそのスポンサー企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、当該リートの価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

③ 金利変動リスク

一般に、債券（公社債等）の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

④ 為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

⑤ 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落しあるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

⑦ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状

況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(2) その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(3) 投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（運用リスク管理室）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[コンプライアンス委員会]

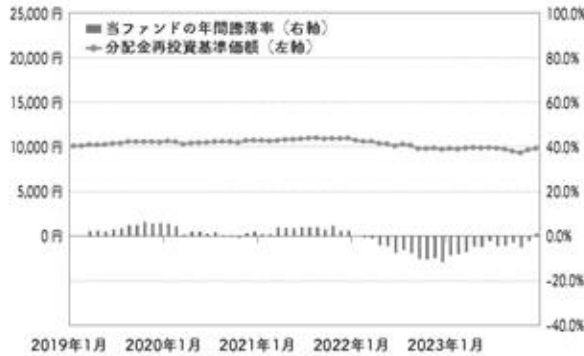
原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

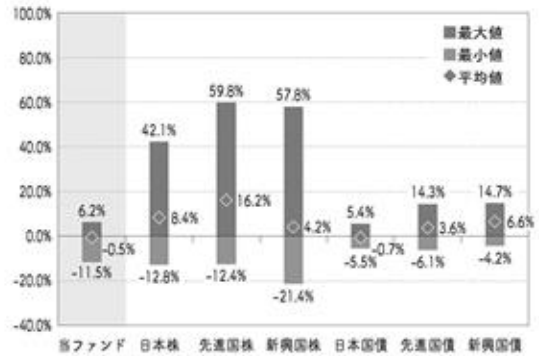
〔参考情報〕

〔安定運用コース〕〔愛称:コア6エバー〕

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

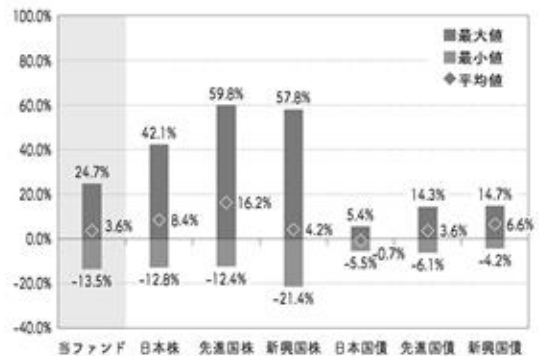


〔資産形成コース〕〔愛称:コア6シード〕

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



※各グラフの説明は、次ページをご参照ください。

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

- *2019年1月～2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- *なお、当ファンドの年間騰落率については、設定日以降で算出可能な期間のみを表示しております。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

- *2019年1月～2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *なお、当ファンドの年間騰落率については、設定日以降で算出可能な期間のみを表示しております。
- *すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *各資産クラスの指数
日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……………MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)
新興国株……………MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
日本国債……………NOMURA-BPI国債
先進国債……………FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……………FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数(TOPIX)の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「スイッチング」による取得申込の場合および「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

- ① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.935%（税抜0.85%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.239%	0.581%	0.03%	0.85%

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

※ ファンドが投資対象とするリートは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示していません。

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用※（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1) から (4) の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

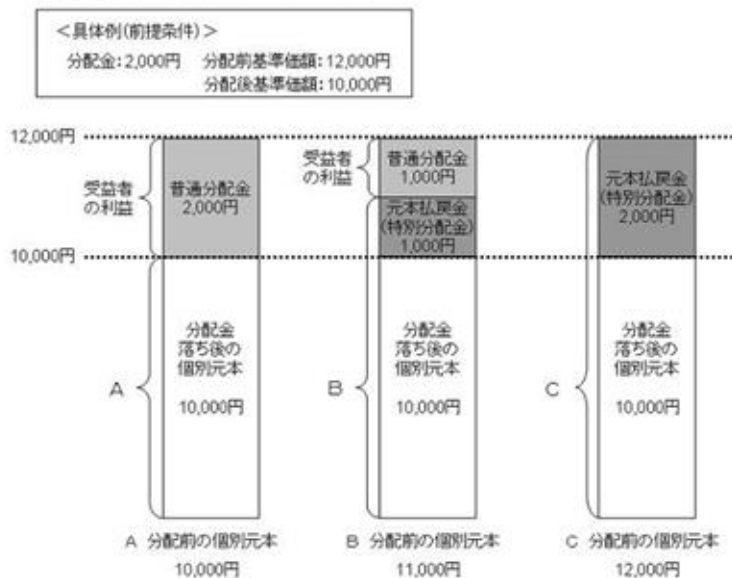
- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<収益分配時の個別元本のイメージ図>



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

- 一部解約は、スイッチングによる解約を含みます。
- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2023年12月29日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2023年12月29日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	12,332,147,121	98.90
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	137,618,871	1.10
合計（純資産総額）		12,469,765,992	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	—	6,030,866,430	△48.36

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J A日本債券マザーファンド	3,677,016,786	1.3268	4,878,864,479	1.3417	4,933,453,421	39.56
2	日本	親投資信託 受益証券	米国債券・マザーファンド	3,495,267,804	1.4369	5,022,463,760	1.4102	4,929,026,657	39.53
3	日本	親投資信託 受益証券	東証REITインデックス・マ ザーファンド	468,822,204	1.3527	634,213,223	1.3367	626,674,640	5.03
4	日本	親投資信託 受益証券	S&P500インデックス・マ ザーファンド	254,412,986	2.4225	616,338,764	2.4310	618,477,968	4.96
5	日本	親投資信託 受益証券	日経225インデックス・マ ザーファンド	371,648,193	1.6524	614,121,049	1.6528	614,260,133	4.93
6	日本	親投資信託 受益証券	S&P米国REITインデック ス・マザーファンド	310,973,452	1.8302	569,143,612	1.9624	610,254,302	4.89

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.90
合計	98.90

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	42,746,000.00	6,110,067,931	6,030,866,430	△48.36

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2018年11月15日)	3,343,243,864	3,343,243,864	9,973	9,973
第2計算期間末 (2019年11月15日)	4,449,003,604	4,449,003,604	10,514	10,514
第3計算期間末 (2020年11月16日)	6,352,086,718	6,352,086,718	10,663	10,663
第4計算期間末 (2021年11月15日)	9,570,032,777	9,570,032,777	10,974	10,974
第5計算期間末 (2022年11月15日)	11,306,549,540	11,306,549,540	9,841	9,841
第6計算期間末 (2023年11月15日)	12,186,009,588	12,186,009,588	9,589	9,589
2022年12月末日	11,555,170,039	—	9,720	—
2023年 1月末日	11,857,815,760	—	9,822	—
2月末日	11,858,469,466	—	9,752	—
3月末日	12,085,265,480	—	9,858	—
4月末日	12,231,422,010	—	9,918	—
5月末日	12,215,981,510	—	9,876	—
6月末日	12,341,019,738	—	9,909	—
7月末日	12,357,147,909	—	9,843	—
8月末日	12,378,771,203	—	9,748	—
9月末日	12,109,072,903	—	9,525	—
10月末日	11,881,782,270	—	9,334	—
11月末日	12,244,895,189	—	9,659	—
12月末日	12,469,765,992	—	9,827	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	0
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	0
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	0
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	0
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	0
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	△0.3
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	5.4
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	1.4
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	2.9
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	△10.3
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	△2.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	3,352,940,701	493,080	3,352,447,621
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	1,312,530,925	433,422,743	4,231,555,803
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	2,155,755,203	430,077,343	5,957,233,663
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	3,715,517,883	951,942,524	8,720,809,022
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	3,188,244,708	419,274,556	11,489,779,174
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	1,996,565,174	777,674,235	12,708,670,113

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（資産形成コース）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	32,223,560,354	98.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	336,922,618	1.03
合計（純資産総額）		32,560,482,972	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	—	15,827,461,955	△48.61

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	東証REITインデックス・マ ザーファンド	4,089,458,601	1.3519	5,528,616,301	1.3367	5,466,379,311	16.79
2	日本	親投資信託 受益証券	S&P米国REITインデック ス・マザーファンド	2,747,612,518	1.8301	5,028,405,670	1.9624	5,391,914,805	16.56
3	日本	親投資信託 受益証券	J A日本債券マザーファンド	3,986,412,778	1.3270	5,290,317,711	1.3417	5,348,570,024	16.43
4	日本	親投資信託 受益証券	米国債券・マザーファンド	3,790,751,628	1.4364	5,445,035,639	1.4102	5,345,717,945	16.42
5	日本	親投資信託 受益証券	S&P500インデックス・マ ザーファンド	2,197,165,923	2.4226	5,322,854,166	2.4310	5,341,310,358	16.40
6	日本	親投資信託 受益証券	日経225インデックス・マ ザーファンド	3,224,629,666	1.6520	5,327,088,209	1.6528	5,329,667,911	16.37

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.97
合計	98.97

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	112,183,000.00	16,033,840,435	15,827,461,955	△48.61

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2018年11月15日)	3,559,643,024	3,559,643,024	10,291	10,291
第2計算期間末 (2019年11月15日)	5,145,559,235	5,145,559,235	11,306	11,306
第3計算期間末 (2020年11月16日)	7,540,645,726	7,540,645,726	11,422	11,422
第4計算期間末 (2021年11月15日)	14,916,133,062	14,916,133,062	13,245	13,245
第5計算期間末 (2022年11月15日)	23,506,378,442	23,506,378,442	11,820	11,820
第6計算期間末 (2023年11月15日)	31,296,505,901	31,296,505,901	12,042	12,042
2022年12月末日	24,302,814,834	—	11,536	—
2023年 1月末日	25,449,970,378	—	11,788	—
2月末日	25,939,445,092	—	11,716	—
3月末日	26,598,273,926	—	11,702	—
4月末日	27,500,408,617	—	11,915	—
5月末日	28,066,259,714	—	11,998	—
6月末日	29,255,607,603	—	12,280	—
7月末日	30,111,190,446	—	12,370	—
8月末日	30,561,270,487	—	12,239	—
9月末日	30,089,811,054	—	11,823	—
10月末日	29,597,375,169	—	11,463	—
11月末日	31,674,499,606	—	12,118	—
12月末日	32,560,482,972	—	12,449	—

② 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	0
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	0
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	0
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	0
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	0
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	2.9
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	9.9
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	1.0
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	16.0
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	△10.8
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	1.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2018年 3月20日～2018年11月15日	3,485,182,209	26,180,107	3,459,002,102
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	1,527,337,234	435,197,754	4,551,141,582
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	2,537,539,005	486,536,690	6,602,143,897
第4計算期間末	2020年11月17日～2021年11月15日	6,171,567,740	1,511,892,731	11,261,818,906
第5計算期間末	2021年11月16日～2022年11月15日	9,164,549,193	538,771,384	19,887,596,715
第6計算期間末	2022年11月16日～2023年11月15日	7,603,090,448	1,501,820,733	25,988,866,430

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

日経225インデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
株式	日本	12,058,878,120	92.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,003,292,305	7.68
合計(純資産総額)		13,062,170,425	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	996,810,000	7.63

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	36,000	36,900.00	1,328,400,000	34,990.00	1,259,640,000	9.64
2	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	36,000	24,115.00	868,140,000	25,255.00	909,180,000	6.96
3	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	96,000	4,797.00	460,512,000	4,797.00	460,512,000	3.53
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	72,000	6,023.00	433,656,000	6,293.00	453,096,000	3.47
5	日本	株式	信越化学工業	化学	60,000	4,996.00	299,760,000	5,917.00	355,020,000	2.72
6	日本	株式	KDDI	情報・通信業	72,000	4,647.00	334,584,000	4,486.00	322,992,000	2.47
7	日本	株式	ダイキン工業	機械	12,000	23,540.00	282,480,000	22,985.00	275,820,000	2.11
8	日本	株式	ファナック	電気機器	60,000	4,000.00	240,000,000	4,147.00	248,820,000	1.90
9	日本	株式	TDK	電気機器	36,000	6,601.00	237,636,000	6,717.00	241,812,000	1.85
10	日本	株式	テルモ	精密機器	48,000	4,731.00	227,088,000	4,622.00	221,856,000	1.70
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	36,000	4,675.00	168,300,000	5,963.00	214,668,000	1.64
12	日本	株式	京セラ	電気機器	96,000	2,021.00	194,016,000	2,058.00	197,568,000	1.51
13	日本	株式	中外製薬	医薬品	36,000	4,743.00	170,748,000	5,342.00	192,312,000	1.47
14	日本	株式	レーザーテック	電気機器	4,800	30,110.00	144,528,000	37,170.00	178,416,000	1.37
15	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	12,000	13,220.00	158,640,000	13,410.00	160,920,000	1.23
16	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	60,000	2,860.00	171,600,000	2,590.50	155,430,000	1.19
17	日本	株式	第一三共	医薬品	36,000	4,096.00	147,456,000	3,872.00	139,392,000	1.07
18	日本	株式	日東電工	化学	12,000	10,635.00	127,620,000	10,550.00	126,600,000	0.97
19	日本	株式	セコム	サービス業	12,000	10,590.00	127,080,000	10,155.00	121,860,000	0.93
20	日本	株式	NTTデータグループ	情報・通信業	60,000	1,865.50	111,930,000	1,999.00	119,940,000	0.92
21	日本	株式	HOYA	精密機器	6,000	16,125.00	96,750,000	17,625.00	105,750,000	0.81
22	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	72,000	1,602.50	115,380,000	1,466.00	105,552,000	0.81
23	日本	株式	キッコーマン	食料品	12,000	9,817.00	117,804,000	8,634.00	103,608,000	0.79
24	日本	株式	デンソー	輸送用機器	48,000	2,429.50	116,616,000	2,127.00	102,096,000	0.78
25	日本	株式	パナダイナムコホールディングス	その他製品	36,000	3,096.00	111,456,000	2,826.50	101,754,000	0.78
26	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	12,000	8,555.00	102,660,000	8,473.00	101,676,000	0.78
27	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	60,000	1,771.00	106,260,000	1,686.00	101,160,000	0.77
28	日本	株式	豊田通商	卸売業	12,000	8,666.00	103,992,000	8,308.00	99,696,000	0.76
29	日本	株式	オリンパス	精密機器	48,000	2,119.00	101,712,000	2,040.50	97,944,000	0.75
30	日本	株式	SMC	機械	1,200	75,820.00	90,984,000	75,760.00	90,912,000	0.70

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.07
		建設業	1.54
		食料品	3.21
		繊維製品	0.09
		パルプ・紙	0.06
		化学	6.51
		医薬品	5.71
		石油・石炭製品	0.19
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.08
		非鉄金属	0.64
		金属製品	0.02
		機械	4.52
		電気機器	24.94
		輸送用機器	4.16
		精密機器	3.46
		その他製品	2.13
		電気・ガス業	0.15
		陸運業	1.24
		海運業	0.41
		空運業	0.28
		倉庫・運輸関連業	0.20
		情報・通信業	9.33
		卸売業	2.92
		小売業	11.47
		銀行業	0.60
		証券、商品先物取引業	0.15
		保険業	0.83
その他金融業	0.76		
不動産業	1.06		
サービス業	4.18		
合計			92.32

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	29	日本円	960,121,380	970,050,000	7.43
	大阪取引所	ミニ日経225先物	買建	8	日本円	26,590,676	26,760,000	0.20

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

J A 日本債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	45,076,932,300	73.31
地方債証券	日本	2,023,166,000	3.29
特殊債券	日本	2,049,691,000	3.33
社債券	日本	12,066,787,000	19.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	273,512,681	0.44
合計(純資産総額)		61,490,088,981	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第454回利付 国債(2年)	5,700,000,000	100.10	5,706,213,000	100.17	5,709,861,000	0.1	2025/11/1	9.29
2	日本	国債証券	第453回利付 国債(2年)	4,000,000,000	99.85	3,994,360,000	99.97	3,998,920,000	0.005	2025/10/1	6.50
3	日本	国債証券	第370回利付 国債(10年)	3,010,000,000	100.01	3,010,435,200	99.30	2,988,930,000	0.5	2033/3/20	4.86
4	日本	国債証券	第359回利付 国債(10年)	1,950,000,000	98.74	1,925,508,000	98.70	1,924,669,500	0.1	2030/6/20	3.13
5	日本	国債証券	第160回利付 国債(5年)	1,850,000,000	99.62	1,843,103,500	100.08	1,851,628,000	0.2	2028/6/20	3.01
6	日本	国債証券	第369回利付 国債(10年)	1,810,000,000	100.40	1,817,240,000	99.48	1,800,732,800	0.5	2032/12/20	2.93
7	日本	国債証券	第173回利付 国債(20年)	1,940,000,000	90.66	1,758,804,000	88.09	1,709,081,800	0.4	2040/6/20	2.78
8	日本	国債証券	第140回利付 国債(20年)	1,500,000,000	111.06	1,665,900,000	109.87	1,648,155,000	1.7	2032/9/20	2.68
9	日本	国債証券	第444回利付 国債(2年)	1,450,000,000	100.13	1,451,885,000	100.03	1,450,493,000	0.005	2025/1/1	2.36
10	日本	国債証券	第149回利付 国債(20年)	1,300,000,000	109.44	1,422,824,000	108.11	1,405,443,000	1.5	2034/6/20	2.29
11	日本	国債証券	第153回利付 国債(5年)	1,330,000,000	99.94	1,329,202,000	99.72	1,326,329,200	0.005	2027/6/20	2.16
12	日本	国債証券	第148回利付 国債(20年)	1,210,000,000	109.46	1,324,502,300	108.18	1,309,050,600	1.5	2034/3/20	2.13
13	日本	国債証券	第78回利付 国債(30年)	1,370,000,000	98.17	1,345,001,300	94.14	1,289,786,500	1.4	2053/3/20	2.10
14	日本	国債証券	第372回利付 国債(10年)	1,050,000,000	100.81	1,058,508,000	101.69	1,067,797,500	0.8	2033/9/20	1.74
15	日本	国債証券	第371回利付	1,050,000,000	97.21	1,020,721,500	98.16	1,030,743,000	0.4	2033/6/20	1.68

			国債（10年）								
16	日本	国債証券	第168回利付国債（20年）	1,140,000,000	92.37	1,053,040,800	90.23	1,028,667,600	0.4	2039/3/20	1.67
17	日本	社債券	第22回みずほリース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	100.12	1,001,210,000	0.639	2028/6/12	1.63
18	日本	社債券	第105回一般担保住宅金融支援機構債券	900,000,000	104.94	944,496,000	104.22	937,980,000	1.472	2027/6/18	1.53
19	日本	特殊債券	第85回都市再生債券	900,000,000	104.25	938,313,000	103.70	933,354,000	1.167	2028/11/20	1.52
20	日本	国債証券	第181回利付国債（20年）	1,000,000,000	90.55	905,510,000	93.07	930,750,000	0.9	2042/6/20	1.51
21	日本	国債証券	第59回利付国債（30年）	1,070,000,000	85.71	917,141,000	82.72	885,157,500	0.7	2048/6/20	1.44
22	日本	国債証券	第44回利付国債（30年）	810,000,000	109.73	888,877,800	104.81	849,009,600	1.7	2044/9/20	1.38
23	日本	国債証券	第37回利付国債（30年）	700,000,000	113.65	795,592,000	109.27	764,932,000	1.9	2042/9/20	1.24
24	日本	国債証券	第156回利付国債（20年）	790,000,000	96.00	758,400,000	94.76	748,611,900	0.4	2036/3/20	1.22
25	日本	国債証券	第39回利付国債（30年）	670,000,000	113.53	760,684,500	108.89	729,589,800	1.9	2043/6/20	1.19
26	日本	国債証券	第165回利付国債（20年）	770,000,000	93.96	723,560,600	92.80	714,598,500	0.5	2038/6/20	1.16
27	日本	国債証券	第68回利付国債（30年）	910,000,000	82.62	751,896,600	78.07	710,464,300	0.6	2050/9/20	1.16
28	日本	特殊債券	第101回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	700,000,000	100.01	700,133,000	99.86	699,048,000	0.205	2027/5/28	1.14
29	日本	国債証券	第158回利付国債（20年）	720,000,000	96.65	695,916,000	95.27	685,980,000	0.5	2036/9/20	1.12
30	日本	国債証券	第160回利付国債（20年）	700,000,000	98.70	690,949,000	97.06	679,462,000	0.7	2037/3/20	1.10

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	73.31
地方債証券	3.29
特殊債券	3.33
社債券	19.62
合計	99.56

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

東証REITインデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	6,921,166,050	95.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	298,327,456	4.13
合計（純資産総額）		7,219,493,506	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT指数先物取引	買建	日本	293,232,000	4.06

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	785	619,494	486,302,988	611,000	479,635,000	6.64
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	691	577,607	399,126,502	584,000	403,544,000	5.59
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	2,175	170,035	369,828,240	165,000	358,875,000	4.97
4	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	3,223	99,597	321,002,303	101,900	328,423,700	4.55
5	日本	投資証券	GLP投資法人	2,272	139,724	317,454,267	140,500	319,216,000	4.42
6	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	1,171	276,421	323,689,114	271,400	317,809,400	4.40
7	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	1,936	164,725	318,909,107	160,800	311,308,800	4.31
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	1,014	274,773	278,619,913	251,700	255,223,800	3.54
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	1,340	173,716	232,780,630	166,500	223,110,000	3.09
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,505	152,572	229,620,986	144,100	216,870,500	3.00
11	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	659	328,992	216,806,034	316,000	208,244,000	2.88
12	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	3,256	59,896	195,023,537	61,000	198,616,000	2.75
13	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	459	355,022	162,955,472	350,000	160,650,000	2.23
14	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,252	70,127	157,928,078	69,200	155,838,400	2.16
15	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	2,020	79,120	159,824,152	77,100	155,742,000	2.16
16	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,026	137,955	141,541,882	139,600	143,229,600	1.98
17	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	232	613,209	142,264,686	604,000	140,128,000	1.94
18	日本	投資証券	アクティブア・プロパティーズ投資法人	352	405,783	142,835,941	388,500	136,752,000	1.89
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	859	151,942	130,518,687	152,000	130,568,000	1.81
20	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	280	471,804	132,105,325	457,500	128,100,000	1.77
21	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	431	287,471	123,900,302	286,000	123,266,000	1.71
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人	825	142,880	117,876,621	141,400	116,655,000	1.62
23	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	791	140,454	111,099,800	140,200	110,898,200	1.54
24	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	249	453,915	113,024,998	433,000	107,817,000	1.49
25	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	331	317,014	104,931,638	317,000	104,927,000	1.45
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	991	108,927	107,947,319	104,300	103,361,300	1.43
27	日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人	1,297	73,626	95,492,923	72,500	94,032,500	1.30
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	629	152,205	95,737,130	149,200	93,846,800	1.30
29	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	139	670,609	93,214,757	665,000	92,435,000	1.28
30	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	232	382,190	88,668,273	374,500	86,884,000	1.20

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	95.87
合計	95.87

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
REIT指数先物 取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	164	日本円	293,204,448	293,232,000	4.06

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

S & P 500 インデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	50,129,740,358	89.74
	パナマ	24,909,417	0.04
	オランダ	111,360,896	0.20
	アイルランド	1,145,637,475	2.05
	スイス	224,961,582	0.40
	リベリア	40,572,452	0.07
	バミューダ	79,140,684	0.14
	キュラソー	98,823,898	0.18
	ジャージー	52,472,521	0.09
	小計		51,907,619,283
投資証券	アメリカ	1,265,371,599	2.27
	小計	1,265,371,599	2.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,687,104,534	4.81
合計(純資産総額)		55,860,095,416	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,672,896,242	4.78

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハード ウェアおよび機器	136,505	26,648.07	3,637,595,170	27,455.45	3,747,806,393	6.71
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	69,396	52,506.22	3,643,721,981	53,225.96	3,693,668,886	6.61
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	84,912	20,684.30	1,756,345,337	21,753.88	1,847,165,917	3.31
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製	23,063	70,089.89	1,616,483,325	70,237.05	1,619,877,144	2.90

5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	造装置 メディア ア・娯楽	55,257	18,921.49	1,045,544,799	19,888.82	1,098,996,576	1.97
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	メディア ア・娯楽	20,725	47,552.83	985,532,542	50,820.52	1,053,255,393	1.89
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア ア・娯楽	46,506	19,175.49	891,775,460	20,037.74	931,875,248	1.67
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部 品	25,823	33,743.73	871,364,363	35,908.51	927,265,696	1.66
9	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サー ビス	16,988	50,236.25	853,413,496	50,714.15	861,532,032	1.54
10	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	4,098	137,818.01	564,778,241	159,191.41	652,366,399	1.17
11	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE & CO	銀行	26,994	21,156.67	571,103,380	24,153.64	652,003,601	1.17
12	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	8,636	76,693.14	662,321,970	74,446.56	642,920,552	1.15
13	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	7,446	86,341.77	642,900,882	82,381.95	613,416,040	1.10
14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	14,883	35,103.89	522,451,205	36,932.53	549,666,873	0.98
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネル ギー	37,402	14,745.86	551,524,965	14,209.94	531,480,463	0.95
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	22,477	21,034.89	472,801,363	22,207.74	499,163,403	0.89
17	アメリカ	株式	MASTERCARD INCORPORATED	金融サー ビス	7,732	56,550.85	437,251,205	60,464.96	467,515,114	0.84
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	9,338	43,364.24	404,935,275	49,266.06	460,046,550	0.82
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用 品・パー ソナル用 品	22,007	21,507.47	473,314,968	20,668.88	454,860,172	0.81
20	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需 品流通・ 小売り	4,134	84,135.46	347,816,004	94,047.47	388,792,253	0.70
21	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	23,661	14,526.33	343,707,723	15,426.84	365,014,676	0.65
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	16,485	19,697.55	324,714,239	21,948.19	361,815,953	0.65
23	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフト ウェア・ サービス	4,251	85,585.37	363,823,440	84,462.60	359,050,519	0.64
24	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネル ギー	16,392	20,561.50	337,044,197	21,241.87	348,196,882	0.62
25	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフト ウェア・ サービス	9,085	31,708.88	288,075,235	37,667.21	342,206,615	0.61
26	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・ 半導体製 造装置	15,086	17,043.84	257,123,405	21,098.63	318,293,944	0.57
27	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	64,286	4,166.50	267,848,212	4,805.20	308,907,112	0.55
28	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲 料・タバ コ	12,837	23,835.35	305,974,411	24,024.58	308,403,580	0.55
29	アメリカ	株式	COCA-COLA COMPANY	食品・飲 料・タバ コ	36,332	8,115.03	294,835,320	8,332.51	302,736,844	0.54

30	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	13,320	23,627.23	314,714,705	22,348.15	297,677,399	0.53
----	------	----	-------------	-------------	--------	-----------	-------------	-----------	-------------	------

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.70
		素材	2.29
		資本財	5.46
		商業・専門サービス	1.16
		運輸	1.71
		自動車・自動車部品	1.97
		耐久消費財・アパレル	0.90
		消費者サービス	2.06
		メディア・娯楽	7.34
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.43
		生活必需品流通・小売り	1.73
		食品・飲料・タバコ	2.77
		家庭用品・パーソナル用品	1.33
		ヘルスケア機器・サービス	5.13
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.89
		銀行	3.11
		金融サービス	7.29
		保険	1.95
		ソフトウェア・サービス	11.40
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.34
電気通信サービス	0.85		
公益事業	2.22		
半導体・半導体製造装置	7.73		
不動産管理・開発	0.15		
投資証券	外国	—	2.27
合計			95.19

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P MIN 2403	買建	78	米ドル	18,650,125	2,645,147,217	18,845,775	2,672,896,242	4.78

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

米国債券・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	10,823,864,081	97.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	235,617,011	2.13
合計(純資産総額)		11,059,481,092	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	26,071,788	△0.24

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.75 280215	22,558,000	13,249.28	2,988,773,435	13,551.96	3,057,052,770	2.75	2028/2/15	27.64
2	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.0 480215	16,609,500	10,611.18	1,762,463,994	11,658.86	1,936,479,878	3	2048/2/15	17.51
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.625 250630	10,780,000	14,112.19	1,521,294,794	14,211.25	1,531,973,174	4.625	2025/6/30	13.85
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 5 251031	8,100,000	14,269.80	1,155,854,304	14,337.57	1,161,343,332	5	2025/10/31	10.50
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.5 330215	6,613,000	13,336.55	881,946,413	13,789.08	911,872,468	3.5	2033/2/15	8.25
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.25 310815	7,137,000	11,240.07	802,204,363	11,759.14	839,250,350	1.25	2031/8/15	7.59
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 260831	4,920,000	13,036.61	641,401,256	13,212.90	650,074,921	1.375	2026/8/31	5.88
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.75 291115	4,854,000	12,398.35	601,816,262	12,664.97	614,757,922	1.75	2029/11/15	5.56
9	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.0 521115	857,000	13,182.67	112,975,529	14,125.93	121,059,266	4	2052/11/15	1.09

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	97.87
合計	97.87

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	184,000.00	26,065,440	26,071,788	△0.24

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

S & P 米国REITインデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	6,835,285,526	98.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	91,914,760	1.33
合計(純資産総額)		6,927,200,286	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	22,005,358	△0.32

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	41,105	15,509.11	637,501,987	19,173.99	788,147,175	11.38
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	4,177	111,486.88	465,680,738	115,462.38	482,286,380	6.96
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	24,622	12,333.53	303,676,343	12,929.22	318,343,323	4.60
4	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	7,040	36,861.61	259,505,783	43,655.27	307,333,128	4.44
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY	14,513	17,131.64	248,631,574	20,463.23	296,982,891	4.29
6	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	32,205	7,396.43	238,202,173	8,308.40	267,572,067	3.86
7	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	13,473	19,050.60	256,668,809	19,305.89	260,108,385	3.75
8	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	9,399	18,366.98	172,631,292	22,999.15	216,169,037	3.12
9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	46,023	4,132.92	190,209,662	4,564.08	210,053,086	3.03
10	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	6,318	24,376.32	154,009,603	26,890.96	169,897,135	2.45
11	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	15,373	8,003.46	123,037,296	8,864.37	136,272,036	1.97
12	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	12,990	8,777.85	114,024,384	10,013.19	130,071,442	1.88
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	17,901	6,312.85	113,006,386	7,226.23	129,356,895	1.87
14	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	6,958	14,934.69	103,915,635	18,281.88	127,205,369	1.84
15	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	25,591	4,741.37	121,336,576	4,921.50	125,946,132	1.82
16	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	5,536	17,100.44	94,668,053	19,165.48	106,100,141	1.53
17	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,855	30,646.62	87,496,118	35,847.53	102,344,705	1.48
18	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	5,191	17,603.93	91,382,050	19,366.88	100,533,507	1.45
19	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	9,728	7,821.92	76,091,681	9,315.39	90,620,156	1.31
20	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	31,383	2,408.27	75,578,844	2,789.79	87,552,171	1.26
21	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	27,576	2,679.16	73,880,756	3,091.89	85,262,068	1.23
22	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	8,292	9,786.26	81,147,750	10,157.86	84,229,013	1.22
23	アメリカ	投資証券	GARMING AND LEISURE PROPERTIES INC.	11,879	6,535.52	77,635,518	7,044.69	83,683,944	1.21
24	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	9,391	6,648.99	62,440,668	8,081.47	75,893,116	1.10
25	アメリカ	投資証券	UDR INC	13,462	4,775.41	64,286,651	5,498.74	74,024,160	1.07
26	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	14,149	5,190.97	73,447,147	5,148.42	72,845,121	1.05
27	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	7,308	8,871.46	64,832,677	9,594.79	70,118,794	1.01
28	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	24,338	2,401.18	58,439,965	2,862.12	69,658,505	1.01
29	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	4,750	12,757.60	60,598,640	14,243.98	67,658,937	0.98
30	アメリカ	投資証券	CUBESMART	10,003	5,471.80	54,734,429	6,726.99	67,290,149	0.97

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.67
合計	98.67

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	155,301.43	22,000,000	22,005,358	△0.32

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

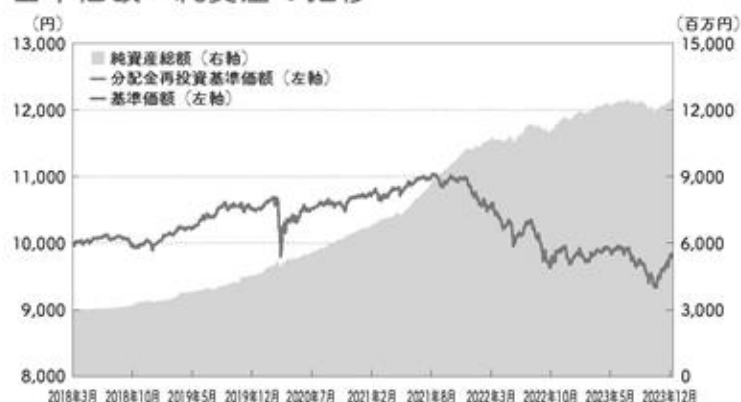
<参考情報>

交付目論見書の運用実績（2023年12月末現在）

2023年12月末現在

【（安定運用コース）〔愛称：コア6エバー〕】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
2期 2019年11月15日	0円
3期 2020年11月16日	0円
4期 2021年11月15日	0円
5期 2022年11月15日	0円
6期 2023年11月15日	0円
設定来累計	0円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

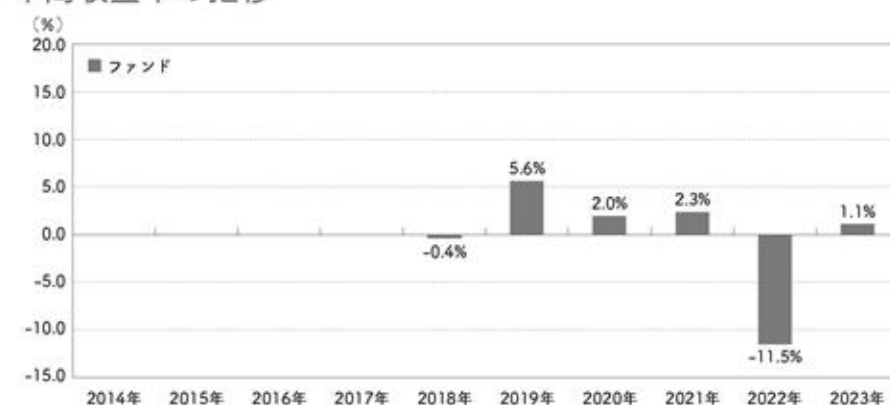
主要な資産の状況

〈資産の組入比率〉

資産の種類	組入比率 (%)
日経225インデックス・マザーファンド	4.9
JA日本債券マザーファンド	39.6
東証REITインデックス・マザーファンド	5.0
S&P500インデックス・マザーファンド	5.0
米国債券・マザーファンド	39.5
S&P米国REITインデックス・マザーファンド	4.9
短期資産等	1.1

・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。
 ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・当ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

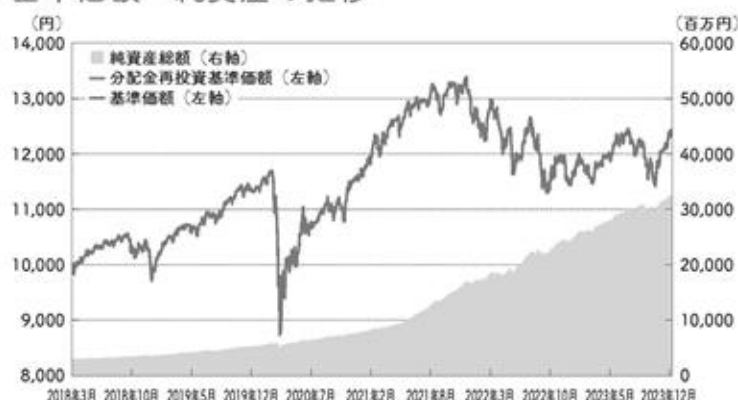
・当ファンドにベンチマークはありません。

・2018年は設定日（3月20日）から年末までの騰落率、2023年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

|(資産形成コース)[愛称:コア6シード]

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期/年月日	分配金
2期 2019年11月15日	0円
3期 2020年11月16日	0円
4期 2021年11月15日	0円
5期 2022年11月15日	0円
6期 2023年11月15日	0円
設定来累計	0円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

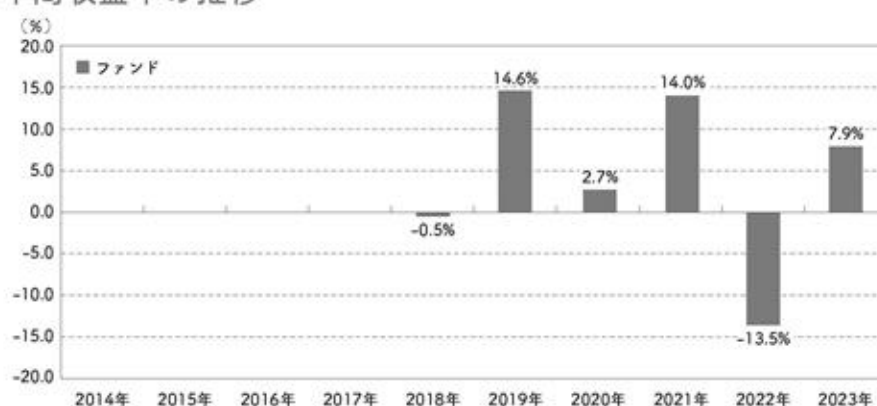
主要な資産の状況

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
日経225インデックス・マザーファンド	16.4
JA日本債券マザーファンド	16.4
東証REITインデックス・マザーファンド	16.8
S&P500インデックス・マザーファンド	16.4
米国債券・マザーファンド	16.4
S&P米国REITインデックス・マザーファンド	16.6
短期資産等	1.0

・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。
 ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・当ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・当ファンドにベンチマークはありません。

・2018年は設定日(3月20日)から年末までの騰落率、2023年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

(参考)マザーファンド

主要な資産の状況

〈組入上位銘柄〉

日経225インデックス・マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	9.6
2	東京エレクトロン	電気機器	7.0
3	アドバンテスト	電気機器	3.5
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.5
5	信越化学工業	化学	2.7
6	KDDI	情報・通信業	2.5
7	ダイキン工業	機械	2.1
8	ファナック	電気機器	1.9
9	TDK	電気機器	1.9
10	テルモ	精密機器	1.7

J A日本債券マザーファンド

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第454回利付国債(2年)	0.1	2025/11/1	9.3	国債
2	第453回利付国債(2年)	0.005	2025/10/1	6.5	国債
3	第370回利付国債(10年)	0.5	2033/3/20	4.9	国債
4	第359回利付国債(10年)	0.1	2030/6/20	3.1	国債
5	第160回利付国債(5年)	0.2	2028/6/20	3.0	国債
6	第369回利付国債(10年)	0.5	2032/12/20	2.9	国債
7	第173回利付国債(20年)	0.4	2040/6/20	2.8	国債
8	第140回利付国債(20年)	1.7	2032/9/20	2.7	国債
9	第444回利付国債(2年)	0.005	2025/1/1	2.4	国債
10	第149回利付国債(20年)	1.5	2034/6/20	2.3	国債

東証REITインデックス・マザーファンド

	銘柄名	組入比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	6.6
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.6
3	野村不動産マスターファンド投資法人	5.0
4	日本都市ファンド投資法人	4.5
5	GLP投資法人	4.4
6	日本プロロジスリート投資法人	4.4
7	ケネディクス・オフィス投資法人	4.3
8	大和ハウスリート投資法人	3.5
9	オリックス不動産投資法人	3.1
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.0

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

S&P500インデックス・マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.7
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6.6
3	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	3.3
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2.9
5	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.0
6	META PLATFORMS INC	メディア・娯楽	1.9
7	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.7
8	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.7
9	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1.5
10	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.2

米国債券・マザーファンド

	銘柄名	クーポン (%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	T-NOTE 2.75 280215	2.75	2028/2/15	27.6	国債
2	T-BOND 3.0 480215	3.0	2048/2/15	17.5	国債
3	T-NOTE 4.625 250630	4.625	2025/6/30	13.9	国債
4	T-NOTE 5 251031	5.0	2025/10/31	10.5	国債
5	T-NOTE 3.5 330215	3.5	2033/2/15	8.2	国債
6	T-NOTE 1.25 310815	1.25	2031/8/15	7.6	国債
7	T-NOTE 1.375 260831	1.375	2026/8/31	5.9	国債
8	T-NOTE 1.75 291115	1.75	2029/11/15	5.6	国債
9	T-NOTE 4.0 521115	4.0	2052/11/15	1.1	国債

S&P米国REITインデックス・マザーファンド

	銘柄名	組入比率 (%)
1	PROLOGIS INC	11.4
2	EQUINIX INC	7.0
3	WELLTOWER INC	4.6
4	PUBLIC STORAGE	4.4
5	SIMON PROPERTY	4.3
6	REALTY INCOME CORP	3.9
7	DIGITAL REALTY TRUST INC	3.8
8	EXTRA SPACE STORAGE INC	3.1
9	VICI PROPERTIES INC	3.0
10	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2.5

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ニ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ホ）当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は1口単位とし、申込手数料はかかりません。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

（ヘ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「スイッチング」による取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「スイッチング」による取得申込の場合および「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（5）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（スイッチングによる一部解約の実行の請求の場合を含みます。）

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（2）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権

の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

(3) 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評 価 方 法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式・不動産 投資信託 証券	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
公社債等	原則として、時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額

(注) 残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。

（農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）の表示は、「コア6エバー」です。）

（農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）の表示は、「コア6シード」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

(4) 【計算期間】

信託の計算期間（約款第36条）

- a. この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年11月15日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の解約（約款第47条）

- ① 委託者は、約款第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本

項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 上記②から上記④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令 (約款第48条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い (約款第49条)

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ニ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い (約款第51条)

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令 (約款第48条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第52条の規定にしたがいます。

(ロ) 信託約款の変更等 (約款第52条)

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、上記①の事項(上記①の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本

項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から上記⑤までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から上記⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第50条）

- ① 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 公告（約款第56条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載にしたがい、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。
- ② 収益分配金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 委託者は上記①の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑤ 上記③および上記④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ② 償還金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。

- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(ハ) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

- ① 一部解約金は、約款第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(ニ) 反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第53条）

この信託は、受益者が約款第45条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金については約款第42条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については約款第42条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第42条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第41条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（2022年11月16日から2023年11月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）の2022年11月16日から2023年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）の2023年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 2022年11月15日現在	第6期 2023年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	163,469,908	138,120,958
親投資信託受益証券	10,885,713,984	12,164,238,882
派生商品評価勘定	314,549,040	-
流動資産合計	11,363,732,932	12,302,359,840
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	52,928,056
未払解約金	5,205,393	5,334,607
未払受託者報酬	1,822,092	2,036,129
未払委託者報酬	49,803,682	55,653,995
未払利息	343	43
その他未払費用	351,882	397,422
流動負債合計	57,183,392	116,350,252
負債合計		
	57,183,392	116,350,252
純資産の部		
元本等		
元本	11,489,779,174	12,708,670,113
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△183,229,634	△522,660,525
（分配準備積立金）	454,698,254	529,802,016
元本等合計	11,306,549,540	12,186,009,588
純資産合計		
	11,306,549,540	12,186,009,588
負債純資産合計		
	11,363,732,932	12,302,359,840

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期		第6期	
	自	2021年11月16日	自	2022年11月16日
	至	2022年11月15日	至	2023年11月15日
営業収益				
受取利息		1,681		824
有価証券売買等損益		171,614,640		601,524,898
為替差損益		△1,235,090,558		△808,607,907
営業収益合計		△1,063,474,237		△207,082,185
営業費用				
支払利息		42,766		47,373
受託者報酬		3,520,094		3,975,391
委託者報酬		96,215,589		108,660,425
その他費用		352,113		406,955
営業費用合計		100,130,562		113,090,144
営業利益又は営業損失(△)		△1,163,604,799		△320,172,329
経常利益又は経常損失(△)		△1,163,604,799		△320,172,329
当期純利益又は当期純損失(△)		△1,163,604,799		△320,172,329
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△25,200,118		△7,686,283
期首剰余金又は期首欠損金(△)		849,223,755		△183,229,634
剰余金増加額又は欠損金減少額		144,353,498		12,474,423
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		12,474,423
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		144,353,498		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		38,402,206		39,419,268
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		38,402,206		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		39,419,268
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△183,229,634		△522,660,525

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第5期 (2022年11月15日現在)	第6期 (2023年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5期 2022年11月15日現在	第6期 2023年11月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	8,720,809,022円	11,489,779,174円
期中追加設定元本額	3,188,244,708円	1,996,565,174円
期中一部解約元本額	419,274,556円	777,674,235円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	11,489,779,174口	12,708,670,113口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	183,229,634円	522,660,525円
4. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.9841円 (9,841円)	0.9589円 (9,589円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第5期	第6期
	自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(60,893,524円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(539,601,494円)及び分配準備積立金(393,804,730円)より、分配対象収益は994,299,748円(一万口当たり865.38円)ですが、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(102,768,323円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(675,722,925円)及び分配準備積立金(427,033,693円)より、分配対象収益は1,205,524,941円(一万口当たり948.58円)ですが、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第5期 自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	第6期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 2022年11月15日現在	第6期 2023年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 為替予約取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第5期(自 2021年11月16日 至 2022年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	122,083,205
合計	122,083,205

第6期(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	533,892,113
合計	533,892,113

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

第5期 (2022年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,591,480,960	—	5,276,931,920	314,549,040
	合計	5,591,480,960	—	5,276,931,920	314,549,040

第6期 (2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,984,372,879	—	6,037,300,935	△52,928,056
	合計	5,984,372,879	—	6,037,300,935	△52,928,056

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日経225インデックス・マザーファンド	378,869,837	626,196,066	
	J A日本債券マザーファンド	3,645,969,630	4,836,743,311	
	東証REITインデックス・マザーファンド	449,795,616	609,113,223	
	S & P 500インデックス・マザーファンド	255,218,026	618,342,233	
	米国債券・マザーファンド	3,372,148,703	4,847,463,760	
	S&P米国REITインデックス・マザーファンド	342,228,208	626,380,289	
合計		8,444,230,020	12,164,238,882	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(3) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（資産形成コース）の2022年11月16日から2023年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（資産形成コース）の2023年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（資産形成コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 2022年11月15日現在	第6期 2023年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	336,019,511	429,460,146
親投資信託受益証券	22,638,287,162	31,160,516,163
派生商品評価勘定	636,600,870	-
流動資産合計	23,610,907,543	31,589,976,309
資産合計	23,610,907,543	31,589,976,309
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,351,774	130,545,857
未払解約金	2,006,669	22,180,388
未払受託者報酬	3,477,901	4,935,233
未払委託者報酬	95,062,683	134,896,195
未払利息	706	136
その他未払費用	629,368	912,599
流動負債合計	104,529,101	293,470,408
負債合計	104,529,101	293,470,408
純資産の部		
元本等		
元本	19,887,596,715	25,988,866,430
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,618,781,727	5,307,639,471
（分配準備積立金）	1,941,834,583	2,259,027,582
元本等合計	23,506,378,442	31,296,505,901
純資産合計	23,506,378,442	31,296,505,901
負債純資産合計	23,610,907,543	31,589,976,309

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期		第6期	
	自	2021年11月16日	自	2022年11月16日
	至	2022年11月15日	至	2023年11月15日
営業収益				
受取利息		3,513		1,822
有価証券売買等損益		250,531,197		2,742,229,001
為替差損益		△2,164,227,254		△1,952,002,481
営業収益合計		△1,913,692,544		790,228,342
営業費用				
支払利息		95,262		108,929
受託者報酬		6,294,895		9,127,235
委託者報酬		172,060,402		249,477,411
その他費用		629,887		932,876
営業費用合計		179,080,446		259,646,451
営業利益又は営業損失(△)		△2,092,772,990		530,581,891
経常利益又は経常損失(△)		△2,092,772,990		530,581,891
当期純利益又は当期純損失(△)		△2,092,772,990		530,581,891
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△33,398,589		31,746,676
期首剰余金又は期首欠損金(△)		3,654,314,156		3,618,781,727
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,192,305,755		1,464,536,678
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,192,305,755		1,464,536,678
剰余金減少額又は欠損金増加額		168,463,783		274,514,149
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		168,463,783		274,514,149
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		3,618,781,727		5,307,639,471

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第5期 (2022年11月15日現在)	第6期 (2023年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5期 2022年11月15日現在	第6期 2023年11月15日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	11,261,818,906円	19,887,596,715円
期中追加設定元本額	9,164,549,193円	7,603,090,448円
期中一部解約元本額	538,771,384円	1,501,820,733円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	19,887,596,715口	25,988,866,430口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.1820円 (11,820円)	1.2042円 (12,042円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第5期 自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	第6期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(225,948,432円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,337,688,642円)及び分配準備積立金(1,715,886,151円)より、分配対象収益は5,279,523,225円(一万口当たり2,654.68円)ですが、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(436,281,630円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,095,215,828円)及び分配準備積立金(1,822,745,952円)より、分配対象収益は7,354,243,410円(一万口当たり2,829.77円)ですが、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第5期 自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	第6期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 2022年11月15日現在	第6期 2023年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 為替予約取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第5期(自 2021年11月16日 至 2022年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	195,137,731
合計	195,137,731

第6期(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,490,025,486
合計	2,490,025,486

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

第5期 (2022年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	11,937,135,851	—	11,303,886,755	633,249,096
合計		11,937,135,851	—	11,303,886,755	633,249,096

第6期 (2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	14,760,320,798	—	14,890,866,655	△130,545,857
合計		14,760,320,798	—	14,890,866,655	△130,545,857

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	日経225インデックス・マザーファンド	3,207,019,037	5,300,561,064	
	J A日本債券マザーファンド	3,861,790,172	5,123,050,842	
	東証REITインデックス・マザーファンド	3,765,345,999	5,099,031,551	
	S&P500インデックス・マザーファンド	2,161,535,311	5,236,967,751	
	米国債券・マザーファンド	3,543,481,851	5,093,755,160	
	S&P米国REITインデックス・マザーファンド	2,899,606,510	5,307,149,795	
	合計	19,438,778,880	31,160,516,163	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(3) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

(参考情報)

当ファンドは、「日経225インデックス・マザーファンド」受益証券、「J A日本債券マザーファンド」受益証券、「東証REITインデックス・マザーファンド」受益証券、「S & P 5 0 0インデックス・マザーファンド」受益証券、「米国債券・マザーファンド」受益証券及び「S&P米国REITインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「日経225インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,163,287,325	692,531,554
株式	7,356,583,710	12,078,888,960
派生商品評価勘定	39,341,052	35,137,830
未収入金	176,912	1,435,328
未収配当金	59,893,830	81,985,800
差入委託証拠金	61,560,000	45,358,646
流動資産合計	8,680,842,829	12,935,338,118
資産合計	8,680,842,829	12,935,338,118
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,941,540	12,610
前受金	34,398,500	17,851,000
未払解約金	11,123,240	27,890,058
未払利息	2,447	220
流動負債合計	47,465,727	45,753,888
負債合計	47,465,727	45,753,888
純資産の部		
元本等		
元本	6,385,951,511	7,798,865,981
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	2,247,425,591	5,090,718,249
元本等合計	8,633,377,102	12,889,584,230
純資産合計	8,633,377,102	12,889,584,230
負債純資産合計	8,680,842,829	12,935,338,118

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2022年11月15日現在)	(2023年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2021年11月16日	2022年11月16日
	同期首元本額	4,615,996,434円	6,385,951,511円
	同期中追加設定元本額	2,417,079,613円	2,825,486,024円
	同期中一部解約元本額	647,124,536円	1,412,571,554円
	元本の内訳		
	農林中金<パートナーズ>つみたてN I S A日本株式 日経225	3,000,952,364円	3,710,359,748円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)	412,394,178円	378,869,837円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)	2,837,255,862円	3,207,019,037円
	N Z A M・ベータ 日経225	92,894,173円	385,424,899円
	N Z A M・ベータ 日本2資産(株式+REIT)	42,454,934円	117,192,460円
	合計	6,385,951,511円	7,798,865,981円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	6,385,951,511口	7,798,865,981口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3519円 (13,519円)	1.6528円 (16,528円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2021年11月16日 至 2022年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△266,585,211
合計	△266,585,211

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,864,655,014
合計	1,864,655,014

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2022年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,235,152,500	—	1,272,562,000	37,409,500
	合計	1,235,152,500	—	1,272,562,000	37,409,500

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	767,669,500	—	802,800,000	35,130,500
	合計	767,669,500	—	802,800,000	35,130,500

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッセイ	12,000	701.90	8,422,800	
I N P E X	4,800	2,083.00	9,998,400	
コムシスホールディングス	12,000	3,193.00	38,316,000	
大成建設	2,400	5,268.00	12,643,200	
大林組	12,000	1,313.50	15,762,000	
清水建設	12,000	954.10	11,449,200	
長谷工コーポレーション	2,400	1,835.50	4,405,200	
鹿島建設	6,000	2,283.00	13,698,000	
大和ハウス工業	12,000	4,240.00	50,880,000	
積水ハウス	12,000	3,046.00	36,552,000	
日揮ホールディングス	12,000	1,606.00	19,272,000	
日清製粉グループ本社	12,000	2,151.50	25,818,000	
明治ホールディングス	4,800	3,337.00	16,017,600	
日本ハム	6,000	4,337.00	26,022,000	
サッポロホールディングス	2,400	5,925.00	14,220,000	
アサヒグループホールディングス	12,000	5,908.00	70,896,000	
キリンホールディングス	12,000	2,183.00	26,196,000	
宝ホールディングス	12,000	1,224.50	14,694,000	
キッコーマン	12,000	9,817.00	117,804,000	
味の素	12,000	5,700.00	68,400,000	
ニチレイ	6,000	3,244.00	19,464,000	
日本たばこ産業	12,000	3,750.00	45,000,000	
帝人	2,400	1,344.00	3,225,600	
東レ	12,000	779.30	9,351,600	
王子ホールディングス	12,000	577.60	6,931,200	
日本製紙	1,200	1,309.00	1,570,800	
クラレ	12,000	1,560.50	18,726,000	
旭化成	12,000	1,020.00	12,240,000	
レゾナック・ホールディングス	1,200	2,637.50	3,165,000	
住友化学	12,000	392.40	4,708,800	
日産化学	12,000	5,704.00	68,448,000	
東ソー	6,000	1,959.50	11,757,000	
トクヤマ	2,400	2,353.00	5,647,200	
デンカ	2,400	2,615.00	6,276,000	

信越化学工業	60,000	4,996.00	299,760,000
三井化学	2,400	4,073.00	9,775,200
三菱ケミカルグループ	6,000	971.00	5,826,000
UBE	1,200	2,370.50	2,844,600
花王	12,000	5,667.00	68,004,000
D I C	1,200	2,432.00	2,918,400
富士フイルムホールディングス	12,000	8,555.00	102,660,000
資生堂	12,000	4,480.00	53,760,000
日東電工	12,000	10,635.00	127,620,000
協和キリン	12,000	2,463.50	29,562,000
武田薬品工業	12,000	4,162.00	49,944,000
アステラス製薬	60,000	1,771.00	106,260,000
住友ファーマ	12,000	453.00	5,436,000
塩野義製薬	12,000	7,072.00	84,864,000
中外製薬	36,000	4,743.00	170,748,000
エーザイ	12,000	7,909.00	94,908,000
第一三共	36,000	4,096.00	147,456,000
大塚ホールディングス	12,000	5,553.00	66,636,000
出光興産	4,800	4,101.00	19,684,800
E N E O Sホールディングス	12,000	579.30	6,951,600
横浜ゴム	6,000	3,201.00	19,206,000
ブリヂストン	12,000	5,999.00	71,988,000
A G C	2,400	5,306.00	12,734,400
日本電気硝子	3,600	3,061.00	11,019,600
住友大阪セメント	1,200	3,605.00	4,326,000
太平洋セメント	1,200	2,783.50	3,340,200
東海カーボン	12,000	1,092.00	13,104,000
T O T O	6,000	3,956.00	23,736,000
日本碍子	12,000	1,813.50	21,762,000
日本製鉄	1,200	3,314.00	3,976,800
神戸製鋼所	1,200	1,727.50	2,073,000
J F Eホールディングス	1,200	2,191.00	2,629,200
大太平洋金属	1,200	1,347.00	1,616,400
三井金属鉱業	1,200	4,339.00	5,206,800
三菱マテリアル	1,200	2,471.50	2,965,800
住友金属鉱山	6,000	4,388.00	26,328,000
D O W Aホールディングス	2,400	5,201.00	12,482,400
古河電気工業	1,200	2,336.50	2,803,800
住友電気工業	12,000	1,887.50	22,650,000
フジクラ	12,000	1,092.00	13,104,000

SUMCO	1,200	2,157.00	2,588,400
日本製鋼所	2,400	2,564.50	6,154,800
オークマ	2,400	6,473.00	15,535,200
アマダ	12,000	1,486.50	17,838,000
SMC	1,200	75,820.00	90,984,000
小松製作所	12,000	3,730.00	44,760,000
住友重機械工業	2,400	3,443.00	8,263,200
日立建機	12,000	4,056.00	48,672,000
クボタ	12,000	2,096.00	25,152,000
荏原製作所	2,400	7,960.00	19,104,000
ダイキン工業	12,000	23,540.00	282,480,000
日本精工	12,000	815.30	9,783,600
NTN	12,000	284.30	3,411,600
ジェイテクト	12,000	1,373.50	16,482,000
日立造船	2,400	854.00	2,049,600
三菱重工業	1,200	8,447.00	10,136,400
I H I	1,200	2,870.00	3,444,000
コニカミノルタ	12,000	467.90	5,614,800
ミネベアミツミ	12,000	2,777.50	33,330,000
日立製作所	2,400	10,035.00	24,084,000
三菱電機	12,000	1,963.00	23,556,000
富士電機	2,400	6,152.00	14,764,800
安川電機	12,000	5,733.00	68,796,000
ニデック	9,600	5,779.00	55,478,400
オムロン	12,000	6,196.00	74,352,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,400	2,548.50	6,116,400
日本電気	1,200	7,904.00	9,484,800
富士通	1,200	19,815.00	23,778,000
ルネサスエレクトロニクス	12,000	2,336.50	28,038,000
セイコーエプソン	24,000	2,233.50	53,604,000
パナソニック ホールディングス	12,000	1,445.50	17,346,000
シャープ	12,000	993.20	11,918,400
ソニーグループ	12,000	13,220.00	158,640,000
TDK	36,000	6,601.00	237,636,000
アルプスアルパイン	12,000	1,250.50	15,006,000
横河電機	12,000	3,010.00	36,120,000
アドバンテスト	96,000	4,797.00	460,512,000
キーエンス	1,200	61,770.00	74,124,000
レーザーテック	4,800	30,110.00	144,528,000
カシオ計算機	12,000	1,248.00	14,976,000

ファナック	60,000	4,000.00	240,000,000
京セラ	24,000	8,084.00	194,016,000
太陽誘電	12,000	3,897.00	46,764,000
村田製作所	28,800	2,980.50	85,838,400
SCREENホールディングス	4,800	9,750.00	46,800,000
キヤノン	18,000	3,729.00	67,122,000
リコー	12,000	1,213.50	14,562,000
東京エレクトロン	36,000	24,115.00	868,140,000
デンソー	48,000	2,429.50	116,616,000
川崎重工業	1,200	3,385.00	4,062,000
日産自動車	12,000	592.50	7,110,000
いすゞ自動車	6,000	1,937.50	11,625,000
トヨタ自動車	60,000	2,860.00	171,600,000
日野自動車	12,000	487.00	5,844,000
三菱自動車工業	1,200	497.20	596,640
マツダ	2,400	1,752.00	4,204,800
本田技研工業	72,000	1,602.50	115,380,000
スズキ	12,000	6,373.00	76,476,000
SUBARU	12,000	2,778.50	33,342,000
ヤマハ発動機	12,000	3,764.00	45,168,000
テルモ	48,000	4,731.00	227,088,000
ニコン	12,000	1,416.50	16,998,000
オリンパス	48,000	2,119.00	101,712,000
HOYA	6,000	16,125.00	96,750,000
シチズン時計	12,000	906.00	10,872,000
バンダイナムコホールディングス	36,000	3,096.00	111,456,000
TOPPANホールディングス	6,000	3,322.00	19,932,000
大日本印刷	6,000	3,979.00	23,874,000
ヤマハ	12,000	3,518.00	42,216,000
任天堂	12,000	6,994.00	83,928,000
東京電力ホールディングス	1,200	660.00	792,000
中部電力	1,200	1,801.50	2,161,800
関西電力	1,200	1,919.00	2,302,800
東京瓦斯	2,400	3,314.00	7,953,600
大阪瓦斯	2,400	2,844.50	6,826,800
東武鉄道	2,400	3,736.00	8,966,400
東急	6,000	1,746.50	10,479,000
小田急電鉄	6,000	2,241.50	13,449,000
京王電鉄	2,400	4,098.00	9,835,200
京成電鉄	6,000	6,252.00	37,512,000

東日本旅客鉄道	1,200	7,924.00	9,508,800
西日本旅客鉄道	1,200	5,880.00	7,056,000
東海旅客鉄道	6,000	3,512.00	21,072,000
ヤマトホールディングス	12,000	2,594.50	31,134,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	1,200	7,642.00	9,170,400
日本郵船	3,600	3,708.00	13,348,800
商船三井	3,600	3,826.00	13,773,600
川崎汽船	3,600	4,682.00	16,855,200
日本航空	12,000	2,839.50	34,074,000
ANAホールディングス	1,200	3,058.00	3,669,600
三菱倉庫	6,000	4,395.00	26,370,000
ネクソン	24,000	3,035.00	72,840,000
メルカリ	12,000	3,143.00	37,716,000
LINEヤフー	4,800	434.60	2,086,080
トレンドマイクロ	12,000	7,369.00	88,428,000
日本電信電話	120,000	172.20	20,664,000
KDDI	72,000	4,647.00	334,584,000
ソフトバンク	12,000	1,754.00	21,048,000
東宝	1,200	5,074.00	6,088,800
NTTデータグループ	60,000	1,865.50	111,930,000
コナミグループ	12,000	7,897.00	94,764,000
ソフトバンクグループ	72,000	6,023.00	433,656,000
双日	1,200	3,122.00	3,746,400
伊藤忠商事	12,000	6,027.00	72,324,000
丸紅	12,000	2,401.00	28,812,000
豊田通商	12,000	8,666.00	103,992,000
三井物産	12,000	5,715.00	68,580,000
住友商事	12,000	3,253.00	39,036,000
三菱商事	12,000	7,183.00	86,196,000
J.フロントリテイリング	6,000	1,456.50	8,739,000
三越伊勢丹ホールディングス	12,000	1,768.50	21,222,000
セブン&アイ・ホールディングス	12,000	5,861.00	70,332,000
高島屋	6,000	2,074.50	12,447,000
丸井グループ	12,000	2,277.00	27,324,000
イオン	12,000	3,197.00	38,364,000
ニトリホールディングス	3,600	15,690.00	56,484,000
ファーストリテイリング	36,000	36,900.00	1,328,400,000
しずおかフィナンシャルグループ	12,000	1,216.00	14,592,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	12,000	672.70	8,072,400

あおぞら銀行	1,200	3,081.00	3,697,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,000	1,259.00	15,108,000	
りそなホールディングス	1,200	778.90	934,680	
三井住友トラスト・ホールディングス	1,200	5,286.00	6,343,200	
三井住友フィナンシャルグループ	1,200	7,152.00	8,582,400	
千葉銀行	12,000	1,090.00	13,080,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,400	3,563.00	8,551,200	
みずほフィナンシャルグループ	1,200	2,492.50	2,991,000	
大和証券グループ本社	12,000	971.20	11,654,400	
野村ホールディングス	12,000	615.00	7,380,000	
SOMPOホールディングス	2,400	6,466.00	15,518,400	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	3,600	5,634.00	20,282,400	
第一生命ホールディングス	1,200	3,039.00	3,646,800	
東京海上ホールディングス	18,000	3,479.00	62,622,000	
T&Dホールディングス	2,400	2,412.00	5,788,800	
クレディセゾン	12,000	2,423.50	29,082,000	
オリックス	12,000	2,701.50	32,418,000	
日本取引所グループ	12,000	3,089.00	37,068,000	
東急不動産ホールディングス	12,000	957.80	11,493,600	
三井不動産	12,000	3,469.00	41,628,000	
三菱地所	12,000	1,958.50	23,502,000	
東京建物	6,000	2,133.50	12,801,000	
住友不動産	12,000	4,290.00	51,480,000	
エムスリー	28,800	2,589.00	74,563,200	
ディー・エヌ・エー	3,600	1,532.00	5,515,200	
電通グループ	12,000	4,027.00	48,324,000	
オリエンタルランド	12,000	5,069.00	60,828,000	
サイバーエージェント	9,600	855.60	8,213,760	
楽天グループ	12,000	562.10	6,745,200	
リクルートホールディングス	36,000	4,675.00	168,300,000	
日本郵政	12,000	1,292.00	15,504,000	
セコム	12,000	10,590.00	127,080,000	
合 計	2,803,200		12,078,888,960	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「J A日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	299,613	829,215
コール・ローン	546,588,069	525,385,813
国債証券	44,295,015,250	42,519,739,000
地方債証券	3,872,942,000	2,504,947,000
特殊債券	6,308,409,400	3,134,046,000
社債券	11,025,597,000	11,787,652,000
未収利息	88,139,930	87,815,259
前払費用	4,367,281	9,576,097
流動資産合計	66,141,358,543	60,569,990,384
資産合計	66,141,358,543	60,569,990,384
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,208,209
未払利息	1,149	167
その他未払費用	5	-
流動負債合計	1,154	5,208,376
負債合計	1,154	5,208,376
純資産の部		
元本等		
元本	48,698,328,362	45,652,949,435
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	17,443,029,027	14,911,832,573
元本等合計	66,141,357,389	60,564,782,008
純資産合計	66,141,357,389	60,564,782,008
負債純資産合計	66,141,358,543	60,569,990,384

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2022年11月15日現在)	(2023年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2021年11月16日	2022年11月16日
	同期首元本額	48,911,372,865円	48,698,328,362円
	同期中追加設定元本額	7,180,851,605円	6,100,357,903円
	同期中一部解約元本額	7,393,896,108円	9,145,736,830円
	元本の内訳		
	J A日本債券ファンド	1,355,516,394円	1,225,828,473円
	J A資産設計ファンド (安定型)	259,753,892円	271,763,570円
	J A資産設計ファンド (成長型)	207,623,720円	223,890,010円
	J A資産設計ファンド (積極型)	89,304,787円	88,764,211円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース)	3,247,754,720円	3,645,969,630円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (資産形成コース)	2,794,025,384円	3,861,790,172円
	NZAM 内外資産分散私募ファンド (適格機関投資家専用)	2,400,700,241円	－円
	J A日本債券私募ファンド (適格機関投資家専用)	9,152,367,544円	5,663,333,173円
	J Aグローバルバランス私募ファンド (適格機関投資家専用)	29,191,281,680円	30,671,610,196円
	合計	48,698,328,362円	45,652,949,435円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	48,698,328,362口	45,652,949,435口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3582円 (13,582円)	1.3266円 (13,266円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2021年11月16日 至 2022年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△583,754,900
地方債証券	△26,803,000
特殊債券	△21,656,600
社債券	△31,352,000
合計	△663,566,500

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,154,818,000
地方債証券	△33,588,000
特殊債券	△25,747,000
社債券	△87,040,000
合計	△1,301,193,000

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第444回利付国債(2年)	2,350,000,000	2,351,833,000	
	第453回利付国債(2年)	4,000,000,000	3,997,360,000	
	第151回利付国債(5年)	1,120,000,000	1,113,672,000	
	第153回利付国債(5年)	1,530,000,000	1,519,075,800	
	第160回利付国債(5年)	2,450,000,000	2,437,235,500	
	第5回利付国債(40年)	285,000,000	303,966,750	
	第8回利付国債(40年)	440,000,000	405,543,600	
	第10回利付国債(40年)	360,000,000	284,486,400	
	第12回利付国債(40年)	260,000,000	174,725,200	
	第14回利付国債(40年)	335,000,000	238,087,850	
	第16回利付国債(40年)	490,000,000	420,498,400	
	第352回利付国債(10年)	2,170,000,000	2,144,155,300	
	第359回利付国債(10年)	1,950,000,000	1,900,216,500	
	第369回利付国債(10年)	1,960,000,000	1,918,271,600	
	第370回利付国債(10年)	3,010,000,000	2,939,174,700	
	第371回利付国債(10年)	1,050,000,000	1,013,481,000	
	第372回利付国債(10年)	150,000,000	150,067,500	
	第37回利付国債(30年)	700,000,000	752,185,000	
	第39回利付国債(30年)	670,000,000	716,544,900	
	第44回利付国債(30年)	810,000,000	834,397,200	
	第49回利付国債(30年)	580,000,000	561,979,400	
	第54回利付国債(30年)	470,000,000	397,323,900	
	第59回利付国債(30年)	1,130,000,000	917,322,700	
	第68回利付国債(30年)	910,000,000	696,595,900	
	第72回利付国債(30年)	740,000,000	576,193,600	
	第76回利付国債(30年)	280,000,000	260,464,400	
	第78回利付国債(30年)	1,340,000,000	1,244,243,600	
	第140回利付国債(20年)	1,500,000,000	1,625,595,000	
	第148回利付国債(20年)	1,210,000,000	1,289,654,300	
	第149回利付国債(20年)	1,300,000,000	1,384,799,000	
	第156回利付国債(20年)	890,000,000	828,607,800	
	第158回利付国債(20年)	720,000,000	674,035,200	
第160回利付国債(20年)	700,000,000	667,814,000		

	第162回利付国債（20年）	680,000,000	635,330,800	
	第165回利付国債（20年）	770,000,000	700,453,600	
	第168回利付国債（20年）	1,140,000,000	1,007,486,400	
	第173回利付国債（20年）	1,940,000,000	1,673,153,000	
	第181回利付国債（20年）	1,000,000,000	912,770,000	
	第184回利付国債（20年）	350,000,000	328,027,000	
	第185回利付国債（20年）	560,000,000	522,911,200	
国債証券 合計		44,300,000,000	42,519,739,000	
地方債証券	第737回東京都公募公債	500,000,000	502,100,000	
	第758回東京都公募公債	300,000,000	298,569,000	
	第783回東京都公募公債	600,000,000	594,336,000	
	第4回横浜市公募公債（30年）	400,000,000	464,576,000	
	第21回地方公共団体金融機構債券（20年）	600,000,000	645,366,000	
地方債証券 合計		2,400,000,000	2,504,947,000	
特殊債券	第158回株式会社日本政策投資銀行無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	498,895,000	
	第192回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,570,000	
	第26回首都高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	600,000,000	598,674,000	
	第85回都市再生債券	900,000,000	927,747,000	
	第66回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	300,000,000	308,220,000	
	第101回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	700,000,000	695,940,000	
特殊債券 合計		3,100,000,000	3,134,046,000	
社債券	第142回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,629,000	
	第24回阪神高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	1,600,000,000	1,598,064,000	
	第49回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	436,536,000	
	第105回一般担保住宅金融支援機構債券	900,000,000	935,109,000	
	第164回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	402,508,000	
	第347回一般担保住宅金融支援機構債券	600,000,000	594,108,000	
	第84回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	300,000,000	299,559,000	
	第28回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	100,000,000	100,669,000	
	第33回西日本高速道路株式会社社債（一	100,000,000	99,798,000	

般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)			
第34回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	100,000,000	99,916,000	
第58回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	400,000,000	398,044,000	
第76回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	500,000,000	499,815,000	
第77回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	300,000,000	298,260,000	
第15回株式会社小松製作所無担保社債（社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,236,000	
第9回株式会社ジェイテクト無担保社債（社債間限定同順位特約付)	300,000,000	288,438,000	
第24回パナソニックホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付)	1,300,000,000	1,292,278,000	
第36回ソニー株式会社無担保社債	300,000,000	290,010,000	
第23回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,256,000	
第38回東京センチュリー株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,737,000	
第35回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債（社債間限定同順位特約付)	300,000,000	298,512,000	
第38回株式会社大和証券グループ本社無担保社債（社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,858,000	
第190回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位特約付)	200,000,000	182,240,000	
第88回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位特約付)	200,000,000	197,916,000	
第67回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債（社債間限同順位特約付)	300,000,000	289,527,000	
第69回名古屋鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付)	200,000,000	192,284,000	
第514回九州電力株式会社社債（一般担保付)	300,000,000	300,000,000	
第85回電源開発株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付)	500,000,000	498,035,000	
第58回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付)	400,000,000	402,328,000	
第65回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付)	600,000,000	593,652,000	
第69回東京電力パワーグリッド株式会社	500,000,000	500,330,000	

	社債（一般担保付）		
社債券 合計		11,800,000,000	11,787,652,000
	合計	61,600,000,000	59,946,384,000

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「東証REITインデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	110,673,557	184,030,309
投資証券	4,662,165,350	6,588,804,600
派生商品評価勘定	971,724	455,818
未収入金	483,500	3,383,280
未収配当金	35,256,057	52,781,671
前払金	2,268,240	6,771,180
差入委託証拠金	8,932,000	14,124,969
流動資産合計	4,820,750,428	6,850,351,827
資産合計	4,820,750,428	6,850,351,827
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,857,658	4,597,468
未払解約金	142,687	1,208,922
未払利息	232	58
流動負債合計	4,000,577	5,806,448
負債合計	4,000,577	5,806,448
純資産の部		
元本等		
元本	3,521,238,267	5,054,381,268
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	1,295,511,584	1,790,164,111
元本等合計	4,816,749,851	6,844,545,379
純資産合計	4,816,749,851	6,844,545,379
負債純資産合計	4,820,750,428	6,850,351,827

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2022年11月15日現在)	(2023年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2021年11月16日	2022年11月16日
	同期首元本額	2,305,039,700円	3,521,238,267円
	同期中追加設定元本額	1,658,733,857円	2,153,500,845円
	同期中一部解約元本額	442,535,290円	620,357,844円
	元本の内訳		
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース)	402,868,491円	449,795,616円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (資産形成コース)	2,777,092,976円	3,765,345,999円
	農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファ ンド(年1回決算型)	240,111,104円	388,092,466円
	NZAM・ベータ 日本2資産(株式+REIT)	41,737,851円	140,996,472円
	NZAM・ベータ 日本REIT	59,427,845円	310,150,715円
	合計	3,521,238,267円	5,054,381,268円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日に おける受益権の総数	3,521,238,267口	5,054,381,268口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3679円 (13,679円)	1.3542円 (13,542円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っております。また、決定された運用計画に基づいた運用(あるいはポジション組成)となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っております。また、決定された運用計画に基づいた運用(あるいはポジション組成)となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2021年11月16日 至 2022年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△195,143,294
合計	△195,143,294

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△214,334,569
合計	△214,334,569

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
(投資証券関連)

(2022年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	東証REIT指数先物取引 買建	151,994,740	—	149,110,500	△2,884,240
合計		151,994,740	—	149,110,500	△2,884,240

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	東証REIT指数先物取引 買建	252,403,680	—	248,265,000	△4,138,680
合計		252,403,680	—	248,265,000	△4,138,680

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	128	15,296,000	
	サンケイリアルエステート投資法人	201	18,170,400	
	SOS i L A 物流リート投資法人	313	37,653,900	
	東海道リート投資法人	93	11,745,900	
	日本アコモデーションファンド投資法人	217	133,238,000	
	森ヒルズリート投資法人	738	103,762,800	
	産業ファンド投資法人	957	132,161,700	
	アドバンス・レジデンス投資法人	615	202,642,500	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	329	133,738,500	
	G L P 投資法人	2,119	296,448,100	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	309	97,953,000	
	日本プロロジスリート投資法人	1,093	302,979,600	
	星野リゾート・リート投資法人	115	70,495,000	
	O n e リート投資法人	109	28,438,100	
	イオンリート投資法人	769	110,043,900	
	ヒューリックリート投資法人	587	89,517,500	
	日本リート投資法人	203	71,050,000	
	積水ハウス・リート投資法人	1,885	149,103,500	
	トーセイ・リート投資法人	132	17,978,400	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	154	22,407,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	171	18,536,400	
	野村不動産マスターファンド投資法人	2,029	345,741,600	
	いちごホテルリート投資法人	104	10,992,800	
	ラサールロジポート投資法人	802	122,064,400	
	スターアジア不動産投資法人	967	56,279,400	
	マリモ地方創生リート投資法人	97	12,319,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	261	123,453,000	
	大江戸温泉リート投資法人	96	6,211,200	
	投資法人みらい	802	35,247,900	
	三菱地所物流リート投資法人	217	83,111,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	270	43,767,000		
ザイマックス・リート投資法人	102	12,025,800		
タカラレーベン不動産投資法人	297	29,106,000		

アドバンス・ロジスティクス投資法人	275	34,925,000	
日本ビルファンド投資法人	732	453,840,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	645	372,810,000	
日本都市ファンド投資法人	3,007	299,497,200	
オリックス不動産投資法人	1,251	217,924,200	
日本プライムリアルティ投資法人	429	152,295,000	
N T T都市開発リート投資法人	637	82,173,000	
東急リアル・エステート投資法人	421	76,116,800	
グローバル・ワン不動産投資法人	463	52,226,400	
ユナイテッド・アーバン投資法人	1,404	214,952,400	
森トラスト総合リート投資法人	1,210	89,177,000	
インヴィンシブル投資法人	3,038	181,976,200	
フロンティア不動産投資法人	233	106,015,000	
平和不動産リート投資法人	469	66,457,300	
日本ロジスティクスファンド投資法人	402	115,776,000	
福岡リート投資法人	325	53,137,500	
ケネディクス・オフィス投資法人	1,805	297,825,000	
いちごオフィスリート投資法人	514	43,690,000	
大和証券オフィス投資法人	130	87,230,000	
阪急阪神リート投資法人	299	42,727,100	
スターツプロシード投資法人	108	22,140,000	
大和ハウスリート投資法人	946	261,096,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,101	147,490,200	
大和証券リビング投資法人	924	100,900,800	
ジャパンエクセレント投資法人	546	72,727,200	
合計	39,595	6,588,804,600	

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「S & P 5 0 0 インデックス・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	676,755,014	1,727,411,793
コール・ローン	42,544,456	120,706,101
株式	23,578,519,947	47,868,270,121
投資証券	625,364,538	1,091,277,369
派生商品評価勘定	26,932,393	95,628,011
未収入金	1,115,100	-
未収配当金	23,679,125	49,832,212
差入委託証拠金	176,722,549	251,340,660
流動資産合計	25,151,633,122	51,204,466,267
資産合計	25,151,633,122	51,204,466,267
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,265	-
未払金	10,777,456	-
未払解約金	24,226,581	136,604,221
未払利息	89	38
流動負債合計	35,009,391	136,604,259
負債合計	35,009,391	136,604,259
純資産の部		
元本等		
元本	12,811,545,186	21,077,847,882
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	12,305,078,545	29,990,014,126
元本等合計	25,116,623,731	51,067,862,008
純資産合計	25,116,623,731	51,067,862,008
負債純資産合計	25,151,633,122	51,204,466,267

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2022年11月15日現在)	(2023年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2021年11月16日	2022年11月16日
	同期首元本額	6,464,113,319円	12,811,545,186円
	同期中追加設定元本額	7,685,268,165円	11,305,996,475円
	同期中一部解約元本額	1,337,836,298円	3,039,693,779円
	元本の内訳		
	農林中金<パートナーズ>つみたてNISA米国株式 S&P500	4,527,192,442円	7,289,368,733円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース)	283,515,878円	255,218,026円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (資産形成コース)	1,949,387,849円	2,161,535,311円
	農林中金<パートナーズ>米国株式S&P500インデックスファンド	5,847,639,386円	9,364,684,292円
	NZAM・ベータ S&P500	121,821,650円	746,299,064円
	NZAM・ベータ 米国2資産(株式+REIT)	81,987,981円	146,237,699円
	NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジあり)	－円	1,114,504,757円
	合計	12,811,545,186円	21,077,847,882円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	12,811,545,186口	21,077,847,882口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.9605円 (19,605円)	2.4228円 (24,228円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 為替予約取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2021年11月16日 至 2022年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△2,460,083,580
投資証券	△122,515,538
合計	△2,582,599,118

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,955,591,397
投資証券	△43,973,691
合計	4,911,617,706

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2022年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	891,901,871	—	918,828,999	26,927,128
合計		891,901,871	—	918,828,999	26,927,128

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,909,568,419	—	2,004,900,417	95,331,998
合計		1,909,568,419	—	2,004,900,417	95,331,998

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2022年11月15日現在)

該当事項はありません。

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	81,600,000	—	81,303,987	296,013
合計		81,600,000	—	81,303,987	296,013

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	3M CO	4,760	94.97	452,057.20	
	ABBOTT LABORATORIES	14,965	97.08	1,452,802.20	
	ABBVIE INC	15,221	138.06	2,101,411.26	
	ACCENTURE PLC-CL A	5,440	320.49	1,743,465.60	
	ADOBE INC	3,931	604.33	2,375,621.23	
	ADVANCED MICRO DEVICES	13,933	119.88	1,670,288.04	
	AES CORP	5,775	16.94	97,828.50	
	AFLAC INC	4,662	81.82	381,444.84	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	2,547	111.61	284,270.67	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	1,916	268.41	514,273.56	
	AIRBNB INC-CLASS A	3,677	126.68	465,802.36	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	1,311	112.12	146,989.32	
	ALASKA AIR GROUP INC	1,097	36.09	39,590.73	
	ALBEMARLE CORP	1,012	125.32	126,823.84	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	614	202.72	124,470.08	
	ALLEGION PLC	757	105.93	80,189.01	
	ALLIANT ENERGY CORP	2,179	49.12	107,032.48	
	ALLSTATE CORP	2,256	131.65	297,002.40	
	ALPHABET INC-CL A	51,165	133.62	6,836,667.30	
	ALPHABET INC-CL C	43,523	135.43	5,894,319.89	
	ALTRIA GROUP INC	15,304	40.22	615,526.88	
	AMAZON.COM INC	78,301	145.80	11,416,285.80	
	AMCOR PLC	12,689	9.26	117,500.14	
	AMEREN CORPORATION	2,266	77.35	175,275.10	
	AMERICAN AIRLINES GROUP INC	5,634	12.25	69,016.50	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	4,443	77.41	343,932.63	
	AMERICAN EXPRESS CO	5,017	156.91	787,217.47	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	6,139	64.21	394,185.19	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	1,679	129.74	217,833.46	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	885	342.44	303,059.40	
	AMETEK INC	1,990	154.73	307,912.70	
	AMGEN INC	4,613	270.02	1,245,602.26	
	AMPHENOL CORP-CL A	5,144	88.71	456,324.24	
	ANALOG DEVICES INC	4,324	177.58	767,855.92	

ANSYS INC	748	297.94	222,859.12
AON PLC	1,749	333.32	582,976.68
APA CORP	2,650	37.57	99,560.50
APPLE INC	126,736	187.44	23,755,395.84
APPLIED MATERIALS INC	7,242	154.08	1,115,847.36
APTIV PLC	2,439	79.41	193,680.99
ARCH CAPITAL GROUP	3,216	85.50	274,968.00
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	4,623	73.86	341,454.78
ARISTA NETWORKS INC	2,163	215.20	465,477.60
ARTHUR J GALLAGHER & CO	1,858	244.14	453,612.12
ASSURANT INC	457	163.07	74,522.99
AT&T INC	61,651	15.63	963,605.13
ATMOS ENERGY CORP	1,280	114.14	146,099.20
AUTODESK INC	1,843	217.36	400,594.48
AUTOMATIC DATA PROCESSING	3,553	230.42	818,682.26
AUTOZONE INC	157	2,684.53	421,471.21
AVERY DENNISON CORP	695	187.95	130,625.25
AXON ENTERPRISE INC	606	221.58	134,277.48
BAKER HUGHES CO	8,707	34.70	302,132.90
BALL CORP	2,717	50.94	138,403.98
BANK OF AMERICA CORP	59,619	29.22	1,742,067.18
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	6,716	46.45	311,958.20
BATH & BODY WORKS INC	1,974	31.51	62,200.74
BAXTER INTERNATIONAL INC	4,367	34.35	150,006.45
BECTON DICKINSON & CO	2,502	233.34	583,816.68
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	15,727	354.25	5,571,289.75
BEST BUY CO INC	1,675	66.48	111,354.00
BIOGEN INC	1,249	225.26	281,349.74
BIO-RAD LABORATORIES-A	180	307.48	55,346.40
BIO-TECHNE CORP	1,358	60.36	81,968.88
BLACKROCK INC	1,210	697.35	843,793.50
BLACKSTONE INC	6,121	102.59	627,953.39
BOEING CO	4,890	207.47	1,014,528.30
BOOKING HOLDINGS INC	308	3,173.50	977,438.00
BORGWARNER INC	2,027	33.52	67,945.04
BOSTON SCIENTIFIC CORP	12,627	54.02	682,110.54
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	18,016	50.52	910,168.32
BROADCOM INC	3,559	972.96	3,462,764.64
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	1,019	181.01	184,449.19
BROWN & BROWN INC	2,030	73.20	148,596.00

BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	1,578	59.09	93,244.02
BUNGE GLOBAL SA	1,299	106.20	137,953.80
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,004	83.29	83,623.16
CADENCE DESIGN SYS INC	2,344	272.62	639,021.28
CAESARS ENTERTAINMENT INC	1,857	45.50	84,493.50
CAMPBELL SOUP CO	1,697	40.57	68,847.29
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	3,289	107.01	351,955.89
CARDINAL HEALTH INC	2,196	102.90	225,968.40
CARMAX INC	1,364	68.23	93,065.72
CARNIVAL CORP	8,687	13.89	120,662.43
CARRIER GLOBAL CORP	7,224	52.81	381,499.44
CATALENT INC	1,555	35.53	55,249.15
CATERPILLAR INC	4,399	247.86	1,090,336.14
CBOE GLOBAL MARKETS INC	910	177.39	161,424.90
CBRE GROUP INC-A	2,672	77.94	208,255.68
CDW CORP/DE	1,156	218.46	252,539.76
CELANESE CORP-SERIES A	863	125.79	108,556.77
CENCORA INC	1,438	194.37	279,504.06
CENTENE CORP	4,670	73.23	341,984.10
CENTERPOINT ENERGY INC	5,443	27.67	150,607.81
CERIDIAN HCM HOLDING INC	1,342	68.43	91,833.06
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,664	80.05	133,203.20
CHARLES RIVER LABORATORIES	442	178.37	78,839.54
CHARTER COMMUNICATIONS-A	878	414.84	364,229.52
CHEVRON CORP	15,301	145.05	2,219,410.05
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	238	2,166.02	515,512.76
CHUBB LTD	3,542	219.55	777,646.10
CHURCH & DWIGHT CO INC	2,122	91.78	194,757.16
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,353	102.20	138,276.60
CINTAS CORP	746	546.54	407,718.84
CISCO SYSTEMS INC	35,142	53.17	1,868,500.14
CITIGROUP INC	16,607	44.36	736,686.52
CITIZENS FINANCIAL GROUP	4,073	26.58	108,260.34
CLOROX COMPANY	1,068	136.53	145,814.04
CME GROUP INC	3,102	211.76	656,879.52
CMS ENERGY CORP	2,516	57.25	144,041.00
COCA-COLA COMPANY	33,563	57.10	1,916,447.30
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	4,355	67.38	293,439.90
COLGATE-PALMOLIVE CO	7,129	76.66	546,509.14
COMCAST CORP-CL A	35,493	41.87	1,486,091.91
COMERICA INC	1,136	44.18	50,188.48

CONAGRA BRANDS INC	4,121	28.02	115,470.42
CONOCO PHILLIPS	10,327	115.54	1,193,181.58
CONSOLIDATED EDISON INC	2,975	90.50	269,237.50
CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,391	241.89	336,468.99
CONSTELLATION ENERGY GROUP	2,773	126.52	350,839.96
COOPER COS INC/THE	427	342.95	146,439.65
COPART INC	7,494	49.69	372,376.86
CORNING INC	6,620	28.46	188,405.20
CORTEVA INC	6,121	46.28	283,279.88
COSTAR GROUP INC	3,521	82.74	291,327.54
COSTCO WHOLESALE CORP	3,822	590.80	2,258,037.60
COTERRA ENERGY INC	6,532	27.21	177,735.72
CSX CORP	17,302	31.11	538,265.22
CUMMINS INC	1,222	222.98	272,481.56
CVS HEALTH CORP	11,076	68.50	758,706.00
DANAHER CORP	5,667	203.52	1,153,347.84
DARDEN RESTAURANTS INC	1,042	154.79	161,291.18
DAVITA INC	464	92.12	42,743.68
DEERE & CO	2,351	374.96	881,530.96
DELTA AIR LINES INC	5,549	35.24	195,546.76
DENTSPLY SIRONA INC	1,826	28.94	52,844.44
DEVON ENERGY CORP	5,525	45.74	252,713.50
DEXCOM INC	3,345	101.38	339,116.10
DIAMONDBACK ENERGY INC	1,542	159.16	245,424.72
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	2,155	85.67	184,618.85
DOLLAR GENERAL CORP	1,892	121.33	229,556.36
DOLLAR TREE INC	1,806	116.71	210,778.26
DOMINION ENERGY INC	7,216	46.49	335,471.84
DOMINO'S PIZZA INC	303	382.41	115,870.23
DOVER CORP	1,206	136.80	164,980.80
DOW INC	6,063	51.05	309,516.15
DR HORTON INC	2,626	128.90	338,491.40
DTE ENERGY COMPANY	1,778	101.75	180,911.50
DUKE ENERGY CORPORATION	6,646	89.85	597,143.10
DUPONT DE NEMOURS INC	3,959	70.38	278,634.42
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	1,022	79.77	81,524.94
EATON CORP PLC	3,441	228.10	784,892.10
EBAY INC	4,589	40.34	185,120.26
ECOLAB INC	2,188	183.86	402,285.68
EDISON INTERNATIONAL	3,305	65.71	217,171.55
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	5,243	65.79	344,936.97

ELECTRONIC ARTS INC	2,126	134.44	285,819.44
ELEVANCE HEALTH INC	2,032	461.75	938,276.00
ELI LILLY & CO	6,877	610.82	4,200,609.14
EMERSON ELECTRIC CO	4,928	88.55	436,374.40
ENPHASE ENERGY INC	1,176	91.39	107,474.64
ENTERGY CORP	1,824	98.35	179,390.40
EOG RESOURCES INC	5,021	125.12	628,227.52
EPAM SYSTEMS INC	500	247.62	123,810.00
EQT CORP	3,119	39.90	124,448.10
EQUIFAX INC	1,058	196.43	207,822.94
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,000	122.82	245,640.00
ETSY INC	1,061	68.38	72,551.18
EVEREST GROUP LTD	374	393.16	147,041.84
EVERGY INC	1,981	49.94	98,931.14
EVERSOURCE ENERGY	3,010	56.23	169,252.30
EXELON CORP	8,583	39.59	339,800.97
EXPEDIA GROUP INC	1,189	122.63	145,807.07
EXPEDITORS INTL WASH INC	1,275	118.36	150,909.00
EXXON MOBIL CORPORATION	34,891	104.29	3,638,782.39
F5 INC	511	164.44	84,028.84
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	329	459.43	151,152.47
FAIR ISAAC CORP	214	1,027.15	219,810.10
FASTENAL CO	4,927	61.00	300,547.00
FEDEX CORP	1,995	254.18	507,089.10
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	5,109	53.91	275,426.19
FIFTH THIRD BANCORP	5,872	26.68	156,664.96
FIRST SOLAR INC	921	149.14	137,357.94
FIRSTENERGY CORP	4,450	36.63	163,003.50
FISERV INC	5,257	122.16	642,195.12
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	638	234.01	149,298.38
FMC CORP	1,076	52.74	56,748.24
FORD MOTOR COMPANY	33,903	10.40	352,591.20
FORTINET INC	5,621	51.32	288,469.72
FORTIVE CORP	3,036	66.94	203,229.84
FOX CORP CLASS A	2,188	30.09	65,836.92
FOX CORP CLASS B	1,138	28.12	32,000.56
FRANKLIN RESOURCES INC	2,453	23.94	58,724.82
FREEMPORT-MCMORAN INC	12,363	35.17	434,806.71
GARMIN LTD	1,321	118.93	157,106.53
GARTNER INC	680	422.13	287,048.40

GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	3,373	72.21	243,564.33
GEN DIGITAL INC	4,853	19.64	95,312.92
GENERAC HOLDINGS INC	537	109.62	58,865.94
GENERAL DYNAMICS CORP	1,954	247.86	484,318.44
GENERAL ELECTRIC CO	9,386	117.25	1,100,508.50
GENERAL MILLS INC	5,046	65.15	328,746.90
GENERAL MOTORS CO	11,865	28.20	334,593.00
GENUINE PARTS CO	1,211	138.26	167,432.86
GILEAD SCIENCES INC	10,745	74.72	802,866.40
GLOBAL PAYMENTS INC	2,242	111.85	250,767.70
GLOBE LIFE INC	750	118.26	88,695.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	2,843	338.72	962,980.96
HALLIBURTON CO	7,749	39.18	303,605.82
HARTFORD FINANCIAL	2,637	74.87	197,432.19
HASBRO INC	1,125	45.12	50,760.00
HCA HEALTHCARE INC	1,736	237.58	412,438.88
HENRY SCHEIN INC	1,126	68.90	77,581.40
HERSHEY CO/THE	1,292	197.84	255,609.28
HESS CORP	2,383	143.76	342,580.08
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	11,138	16.42	182,885.96
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	2,255	167.03	376,652.65
HOLOGIC INC	2,112	71.94	151,937.28
HOME DEPOT INC	8,670	303.63	2,632,472.10
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	5,726	190.24	1,089,314.24
HORMEL FOODS CORP	2,497	32.92	82,201.24
HOWMET AEROSPACE INC	3,377	51.51	173,949.27
HP INC	7,482	28.28	211,590.96
HUBBELL INC	463	295.54	136,835.02
HUMANA INC	1,069	501.95	536,584.55
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	704	178.53	125,685.12
HUNTINGTON BANCSHARES INC	12,486	10.82	135,098.52
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	344	235.92	81,156.48
IDEX CORP	652	198.07	129,141.64
IDEXX LABORATORIES INC	716	454.25	325,243.00
ILLINOIS TOOL WORKS	2,373	236.43	561,048.39
ILLUMINA INC	1,365	97.49	133,073.85
INCYTE CORP	1,604	54.57	87,530.28
INGERSOLL-RAND INC	3,487	69.66	242,904.42
INSULET CORP	602	172.95	104,115.90

INTEL CORP	36,116	39.41	1,423,331.56
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	4,936	110.45	545,181.20
INTERNATIONAL PAPER CO	2,984	33.52	100,023.68
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	3,320	29.87	99,168.40
INTL BUSINESS MACHINES CORP	7,856	150.41	1,181,620.96
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	2,201	73.66	162,125.66
INTUIT INC	2,415	555.52	1,341,580.80
INTUITIVE SURGICAL INC	3,030	291.62	883,608.60
INVESCO LIMITED	3,869	13.70	53,005.30
IQVIA HOLDINGS INC	1,579	200.48	316,557.92
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	628	153.14	96,171.92
JACOBS SOLUTIONS INC	1,086	137.05	148,836.30
JM SMUCKER CO/THE	881	111.18	97,949.58
JOHNSON & JOHNSON	20,766	147.66	3,066,307.56
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	5,867	52.44	307,665.48
JP MORGAN CHASE & CO	25,061	148.44	3,720,054.84
JUNIPER NETWORKS INC	2,771	27.53	76,285.63
KELLANOVA	2,273	52.58	119,514.34
KENVUE INC	14,862	19.41	288,471.42
KEURIG DR PEPPER INC	8,676	31.88	276,590.88
KEYCORP	8,071	11.92	96,206.32
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	1,538	129.17	198,663.46
KIMBERLY-CLARK CORP	2,916	121.14	353,244.24
KINDER MORGAN INC	16,717	16.80	280,845.60
KLA CORPORATION	1,179	545.44	643,073.76
KRAFT HEINZ CO/THE	6,885	33.58	231,198.30
KROGER CO	5,694	44.24	251,902.56
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	1,631	187.61	305,991.91
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	764	208.04	158,942.56
LAM RESEARCH CORP	1,150	694.92	799,158.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	1,257	95.88	120,521.16
LAS VEGAS SANDS CORP	2,835	49.47	140,247.45
LEIDOS HOLDINGS INC	1,184	104.98	124,296.32
LENNAR CORP CL-A	2,178	128.26	279,350.28
LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	1,223	89.00	108,847.00
LKQ CORP	2,307	46.40	107,044.80
LOCKHEED MARTIN CORP	1,933	444.22	858,677.26

LOEWS CORP	1,595	66.44	105,971.80
LOWE'S COS INC	5,053	202.24	1,021,918.72
LULULEMON ATHLETICA INC	997	430.33	429,039.01
LYONDELLBASELL INDU-CL A	2,209	96.37	212,881.33
M & T BANK CORP	1,431	123.30	176,442.30
MARATHON OIL CORP	5,223	25.60	133,708.80
MARATHON PETROLEUM CORP	3,448	150.67	519,510.16
MARKETAXESS HOLDINGS INC	325	228.17	74,155.25
MARRIOTT INTL-CL A	2,160	202.36	437,097.60
MARSH & MCLENNAN COS	4,260	198.09	843,863.40
MARTIN MARIETTA MATERIALS	533	464.56	247,610.48
MASCO CORP	1,940	59.09	114,634.60
MASTERCARD INCORPORATED	7,175	397.65	2,853,138.75
MATCH GROUP INC	2,398	30.77	73,786.46
MCCORMICK & COMPANY	2,165	66.31	143,561.15
MCDONALD'S CORPORATION	6,285	271.49	1,706,314.65
MCKESSON CORP	1,163	453.82	527,792.66
MEDTRONIC PLC	11,480	72.59	833,333.20
MERCK & CO. INC.	21,883	102.17	2,235,786.11
META PLATFORMS INC	19,167	336.31	6,446,053.77
METLIFE INC	5,448	62.41	340,009.68
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	189	1,048.19	198,107.91
MGM RESORTS INTERNATIONAL	2,421	40.26	97,469.46
MICROCHIP TECHNOLOGY	4,694	81.28	381,528.32
MICRON TECHNOLOGY INC	9,446	77.17	728,947.82
MICROSOFT CORP	64,073	370.27	23,724,309.71
MODERNA INC	2,855	74.10	211,555.50
MOHAWK INDUSTRIES INC	456	86.73	39,548.88
MOLINA HEALTHCARE INC	503	362.87	182,523.61
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	1,601	59.74	95,643.74
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	11,732	70.10	822,413.20
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	412	535.47	220,613.64
MONSTER BEVERAGE CORP	6,414	55.68	357,131.52
MOODY'S CORP	1,361	351.17	477,942.37
MORGAN STANLEY	11,003	78.31	861,644.93
MOSAIC CO/THE	2,866	35.91	102,918.06
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,440	312.26	449,654.40
MSCI INC	682	518.05	353,310.10
NASDAQ INC	2,924	53.11	155,293.64
NETAPP INC	1,818	78.70	143,076.60

NETFLIX INC	3,822	448.65	1,714,740.30
NEW LINDE PLC	4,208	403.76	1,699,022.08
NEWMONT CORP	9,938	36.09	358,662.42
NEWS CORP - CLASS A	3,285	20.96	68,853.60
NEWS CORP - CLASS B	996	21.87	21,782.52
NEXTERA ENERGY INC	17,452	57.55	1,004,362.60
NIKE INC -CL B	10,565	105.75	1,117,248.75
NISOURCE INC	3,564	25.97	92,557.08
NORDSON CORP	467	232.29	108,479.43
NORFOLK SOUTHERN CORP	1,958	204.12	399,666.96
NORTHERN TRUST CORP	1,785	73.84	131,804.40
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,226	466.83	572,333.58
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDINGS LTD.	3,669	14.03	51,476.07
NRG ENERGY INC	1,976	47.32	93,504.32
NUCOR CORP	2,145	154.98	332,432.10
NVIDIA CORP	21,301	496.56	10,577,224.56
NVR INC	28	6,290.72	176,140.16
NXP SEMICONDUCTORS NV	2,223	194.89	433,240.47
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	5,722	61.73	353,219.06
OLD DOMINION FREIGHT LINE	773	404.83	312,933.59
OMNICOM GROUP	1,704	78.23	133,303.92
ON SEMICONDUCTOR CORP	3,721	69.96	260,321.16
ONEOK INC	5,023	65.73	330,161.79
ORACLE CORP	13,576	116.10	1,576,173.60
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	521	982.96	512,122.16
OTIS WORLDWIDE CORP	3,551	83.94	298,070.94
PACCAR INC	4,509	90.67	408,831.03
PACKAGING CORP OF AMERICA	775	157.88	122,357.00
PALO ALTO NETWORKS INC	2,638	261.17	688,966.46
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	4,159	12.52	52,070.68
PARKER HANNIFIN CORP	1,106	427.96	473,323.76
PAYCHEX INC	2,767	116.26	321,691.42
PAYCOM SOFTWARE INC	425	176.28	74,919.00
PAYPAL HOLDINGS INC	9,469	56.68	536,702.92
PENTAIR PLC	1,424	63.25	90,068.00
PEPSICO INC	11,871	168.11	1,995,633.81
PFIZER INC	48,689	29.26	1,424,640.14
PG&E CORPORATION	18,034	17.40	313,791.60
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	13,387	90.40	1,210,184.80
PHILLIPS 66	3,840	115.02	441,676.80
PINNACLE WEST CAPITAL	977	72.42	70,754.34

PIONEER NATURAL RESOURCES CO	2,011	236.91	476,426.01
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	3,434	126.66	434,950.44
POOL CORP	337	349.31	117,717.47
PPG INDUSTRIES INC	2,031	133.51	271,158.81
PPL CORPORATION	6,356	25.74	163,603.44
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,918	71.62	137,367.16
PROCTER & GAMBLE CO	20,329	152.12	3,092,447.48
PROGRESSIVE CORP	5,048	159.53	805,307.44
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	3,130	94.28	295,096.40
PTC INC	1,025	154.83	158,700.75
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	4,304	63.25	272,228.00
PULTEGROUP INC	1,892	87.85	166,212.20
QORVO INC	844	94.62	79,859.28
QUALCOMM INC	9,624	127.36	1,225,712.64
QUANTA SERVICES INC	1,252	182.85	228,928.20
QUEST DIAGNOSTICS INC	968	133.78	129,499.04
RALPH LAUREN CORP	348	120.44	41,913.12
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	1,621	103.22	167,319.62
REGENERON PHARMACEUTICALS, INC.	921	793.70	730,997.70
REGIONS FINANCIAL CORP	8,092	15.92	128,824.64
REPUBLIC SERVICES INC	1,773	159.06	282,013.38
RESMED INC	1,267	147.31	186,641.77
REVVITY INC	1,071	87.85	94,087.35
ROBERT HALF INC	923	80.48	74,283.04
ROCKWELL AUTOMATION INC	991	267.55	265,142.05
ROLLINS INC	2,421	39.48	95,581.08
ROPER TECHNOLOGIES INC	920	524.70	482,724.00
ROSS STORES INC	2,938	124.80	366,662.40
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,032	102.81	208,909.92
RTX CORPORATION	12,552	80.69	1,012,820.88
S&P GLOBAL INC	2,806	403.91	1,133,371.46
SALESFORCE INC	8,400	221.18	1,857,912.00
SCHLUMBERGER LTD	12,256	54.35	666,113.60
SCHWAB (CHARLES) CORP	12,823	54.79	702,572.17
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	1,663	74.61	124,076.43
SEALED AIR CORP	1,245	33.44	41,632.80
SEMPRA	5,427	72.60	394,000.20

SERVICENOW INC	1,759	654.17	1,150,685.03
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	2,040	266.34	543,333.60
SKYWORKS SOLUTIONS INC	1,375	92.85	127,668.75
SMITH (A. O.) CORP	1,074	76.02	81,645.48
SNAP-ON INC	456	275.19	125,486.64
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	488	79.35	38,722.80
SOUTHERN CO	9,405	69.21	650,920.05
SOUTHWEST AIRLINES CO	5,137	24.30	124,829.10
STANLEY BLACK & DECKER INC	1,321	89.05	117,635.05
STARBUCKS CORP	9,878	105.60	1,043,116.80
STATE STREET CORP	2,748	68.94	189,447.12
STEEL DYNAMICS INC	1,343	110.75	148,737.25
STERIS PLC	851	205.66	175,016.66
STRYKER CORP	2,915	283.03	825,032.45
SYNCHRONY FINANCIAL	3,606	30.30	109,261.80
SYNOPSIS INC	1,312	538.32	706,275.84
SYSCO CORPORATION	4,356	68.97	300,433.32
T ROWE PRICE GROUP	1,934	97.02	187,636.68
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	1,362	153.40	208,930.80
TAPESTRY INC	1,999	30.51	60,989.49
TARGA RESOURCES CORP	1,929	86.43	166,723.47
TARGET CORP	3,980	110.79	440,944.20
TE CONNECTIVITY LTD	2,707	130.55	353,398.85
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	406	393.46	159,744.76
TELEFLEX INC	405	209.90	85,009.50
TERADYNE INC	1,328	90.65	120,383.20
TESLA INC	23,813	237.41	5,653,444.33
TEXAS INSTRUMENTS INC	7,830	149.93	1,173,951.90
TEXTRON INC	1,708	77.13	131,738.04
THE CIGNA GROUP	2,552	290.08	740,284.16
THE WALT DISNEY CO.	15,780	91.07	1,437,084.60
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	3,328	459.26	1,528,417.28
TJX COMPANIES INC	9,911	92.50	916,767.50
T-MOBILE US INC	4,464	147.01	656,252.64
TRACTOR SUPPLY COMPANY	938	206.73	193,912.74
TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,970	229.05	451,228.50
TRANSDIGM GROUP INC	476	996.74	474,448.24
TRAVELERS COS INC/THE	1,974	168.70	333,013.80
TRIMBLE INC	2,141	42.54	91,078.14
TRUIST FINANCIAL CORP	11,487	30.98	355,867.26

TYLER TECHNOLOGIES INC	363	419.55	152,296.65
TYSON FOODS INC-CL A	2,463	47.74	117,583.62
ULTA BEAUTY INC	429	397.93	170,711.97
UNION PACIFIC CORP	5,256	215.69	1,133,666.64
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	2,828	39.38	111,366.64
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	6,237	143.17	892,951.29
UNITED RENTALS INC	589	477.69	281,359.41
UNITEDHEALTH GROUP INC	7,988	540.46	4,317,194.48
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	536	132.61	71,078.96
US BANCORP	13,427	36.15	485,386.05
VALERO ENERGY	3,045	126.08	383,913.60
VERALTO CORP	1,889	73.63	139,087.07
VERISIGN INC	774	208.10	161,069.40
VERISK ANALYTICS INC	1,251	238.06	297,813.06
VERIZON COMMUNICATIONS INC	36,255	35.88	1,300,829.40
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	2,226	369.95	823,508.70
VF CORP	2,850	15.57	44,374.50
VIATRIS INC	10,344	9.22	95,371.68
VISA INC-CLASS A SHARES	13,857	246.94	3,421,847.58
VULCAN MATERIALS CO	1,146	216.54	248,154.84
WABTEC CORP	1,545	115.54	178,509.30
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	6,179	21.09	130,315.11
WALMART INC	12,308	167.65	2,063,436.20
WARNER BROS DISCOVERY INC	19,128	10.44	199,696.32
WASTE MANAGEMENT INC	3,179	172.14	547,233.06
WATERS CORP	510	258.67	131,921.70
WEC ENERGY GROUP INC	2,720	81.51	221,707.20
WELLS FARGO & COMPANY	31,552	42.08	1,327,708.16
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	637	347.48	221,344.76
WESTERN DIGITAL CORP	2,759	45.87	126,555.33
WESTROCK CO	2,210	38.47	85,018.70
WHIRLPOOL CORP	473	113.03	53,463.19
WILLIAMS COS INC	10,490	35.29	370,192.10
WILLIS TOWERS WATSON PLC	904	242.34	219,075.36
WR BERKLEY CORP	1,754	68.47	120,096.38
WW GRAINGER INC	384	801.45	307,756.80
WYNN RESORTS LTD	835	87.12	72,745.20
XCEL ENERGY INC	4,756	60.30	286,786.80
XYLEM INC	2,077	101.20	210,192.40

YUM! BRANDS INC	2,416	127.53	308,112.48
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	443	215.66	95,537.38
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	1,802	108.07	194,742.14
ZIONS BANCORP NA	1,278	35.37	45,202.86
ZOETIS INC	3,970	172.65	685,420.50
米ドル 小計	2,649,042		317,723,816.02 (47,868,270,121)
合 計	2,649,042		47,868,270,121 (47,868,270,121)

②株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	1,343	141,444.76	
		AMERICAN TOWER CORP	4,020	780,684.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,225	210,540.75	
		BOSTON PROPERTIES INC	1,245	70,579.05	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	921	82,871.58	
		CROWN CASTLE INC	3,740	379,123.80	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	2,610	350,523.00	
		EQUINIX INC	807	634,326.21	
		EQUITY RESIDENTIAL	2,975	167,909.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	553	119,519.89	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	1,822	236,040.10	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	633	59,957.76	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	4,718	79,922.92	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	6,137	104,206.26	
		INVITATION HOMES INC	4,961	165,895.84	
		IRON MOUNTAIN INC	2,517	155,751.96	
		KIMCO REALTY CORP	5,346	101,039.40	
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	1,006	124,894.90	
		PROLOGIS INC	7,967	871,032.11	
		PUBLIC STORAGE	1,365	354,900.00	
		REALTY INCOME CORP	6,112	318,679.68	
		REGENCY CENTERS CORP	1,417	88,661.69	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	935	218,462.75	
		SIMON PROPERTY	2,822	340,869.38	
		UDR INC	2,614	88,039.52	
		VENTAS INC	3,470	154,449.70	
VICI PROPERTIES INC	8,740	254,771.00			
WELLTOWER INC	4,473	388,882.62			
WEYERHAEUSER CO	6,302	199,332.26			
米ドル 小計			92,796	7,243,311.89 (1,091,277,356)	
合計			92,796	1,091,277,369 (1,091,277,369)	

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注4)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 474銘柄	93.7%	—	97.8%
	投資証券 29銘柄	—	2.1%	2.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「米国債券・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	20,603,682	18,199,796
コール・ローン	24,540,276	29,739,025
国債証券	7,440,726,936	9,760,431,282
特殊債券	399,556,141	-
未収利息	40,278,203	64,903,827
前払費用	2,697,693	31,169,501
差入委託証拠金	13,414,206	36,692,609
流動資産合計	7,941,817,137	9,941,136,040
資産合計	7,941,817,137	9,941,136,040
負債の部		
流動負債		
未払利息	51	9
流動負債合計	51	9
負債合計	51	9
純資産の部		
元本等		
元本	5,971,404,008	6,915,630,554
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	1,970,413,078	3,025,505,477
元本等合計	7,941,817,086	9,941,136,031
純資産合計	7,941,817,086	9,941,136,031
負債純資産合計	7,941,817,137	9,941,136,040

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。</p> <p>①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）</p> <p>②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。）</p> <p>③価格情報会社の提供する価額</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
5. その他	<p>外貨建取引等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2022年11月15日現在)	(2023年11月15日現在)
<p>本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	<p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目		2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2021年11月16日	2022年11月16日
	同期首元本額	4,968,452,128円	5,971,404,008円
	同期中追加設定元本額	1,971,851,815円	2,169,866,245円
	同期中一部解約元本額	968,899,935円	1,225,639,699円
	元本の内訳		
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)	3,210,626,564円	3,372,148,703円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)	2,760,777,444円	3,543,481,851円
	合計	5,971,404,008円	6,915,630,554円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	5,971,404,008口	6,915,630,554口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3300円 (13,300円)	1.4375円 (14,375円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 特殊債券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2021年11月16日 至 2022年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,083,394,664
特殊債券	△12,823,817
合計	△1,096,218,481

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△211,119,796
合計	△211,119,796

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	T-BOND 2.875 430515	989,000.00	745,342.84	
		T-BOND 3.0 480215	13,234,500.00	9,798,182.70	
		T-NOTE 1.25 310815	8,937,000.00	7,082,921.57	
		T-NOTE 1.375 260831	5,120,000.00	4,691,200.00	
		T-NOTE 1.75 291115	1,554,000.00	1,338,503.89	
		T-NOTE 2.75 250228	2,096,000.00	2,034,266.26	
		T-NOTE 2.75 280215	21,778,000.00	20,337,759.64	
		T-NOTE 3.5 330215	3,783,000.00	3,507,254.75	
		T-NOTE 4.0 521115	1,017,000.00	912,797.20	
		T-NOTE 4.625 250630	14,410,000.00	14,336,261.28	
米ドル小計			72,918,500.00	64,784,490.13 (9,760,431,282)	
合計				9,760,431,282 (9,760,431,282)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 10銘柄	98.2%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「S&P米国REITインデックス・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	39,353,244	40,108,916
コール・ローン	8,911,470	24,239,938
投資証券	4,517,594,517	6,732,897,196
派生商品評価勘定	-	50
未収入金	1,163,100	2,764,700
未収配当金	5,014,672	11,949,062
流動資産合計	4,572,037,003	6,811,959,862
資産合計	4,572,037,003	6,811,959,862
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	27	715
未払金	-	184,412
未払解約金	916,755	26,809
未払利息	18	7
流動負債合計	916,800	211,943
負債合計	916,800	211,943
純資産の部		
元本等		
元本	2,657,276,382	3,721,571,842
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	1,913,843,821	3,090,176,077
元本等合計	4,571,120,203	6,811,747,919
純資産合計	4,571,120,203	6,811,747,919
負債純資産合計	4,572,037,003	6,811,959,862

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2022年11月15日現在)	(2023年11月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2021年11月16日	2022年11月16日
	同期首元本額	1,775,471,399円	2,657,276,382円
	同期中追加設定元本額	1,474,099,820円	1,808,010,948円
	同期中一部解約元本額	592,294,837円	743,715,488円
	元本の内訳		
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース)	313,944,785円	342,228,208円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (資産形成コース)	2,159,842,652円	2,899,606,510円
	NZAM・ベータ 米国2資産(株式+REIT)	92,184,885円	199,897,725円
	NZAM・ベータ 米国REIT	91,304,060円	279,839,399円
	合計	2,657,276,382円	3,721,571,842円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日に おける受益権の総数	2,657,276,382口	3,721,571,842口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.7202円 (17,202円)	1.8303円 (18,303円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年11月16日 至 2022年11月15日	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。</p>
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。</p> <p>ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>	<p>フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。</p> <p>ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年11月15日現在	2023年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 為替予約取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2021年11月16日 至 2022年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△851,079,097
合計	△851,079,097

(自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△243,765,804
合計	△243,765,804

(デリバティブ取引等に関する注記)
 取引の時価等に関する事項
 (通貨関連)
 (2022年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	100,000	—	100,027	△27
合計		100,000	—	100,027	△27

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	100,000	—	99,285	△715
	売建 米ドル	200,000	—	199,950	50
合計		300,000	—	299,235	△665

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
 該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ACADIA REALTY TRUST	4,459	67,241.72	
		AGREE REALTY CORP	4,510	261,760.40	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	3,402	57,391.74	
		ALEXANDER'S INC	100	19,730.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	7,295	768,309.40	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	599	9,679.84	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	2,276	45,474.48	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	14,898	545,415.78	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	11,901	309,545.01	
		APARTMENT INCOME REIT CO	6,991	214,483.88	
		APARTMENT INVT & MGMT CO-A	6,375	42,075.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	9,968	166,764.64	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	3,183	34,471.89	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	1,519	3,387.37	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	6,653	1,143,451.11	
		BOSTON PROPERTIES INC	6,761	383,281.09	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	2,566	5,670.86	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	8,062	34,182.88	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	14,082	310,789.74	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	8,773	133,612.79	
		BRT APARTMENTS CORP	548	9,792.76	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	5,002	450,079.96	
		CARETRUST REIT INC	4,660	106,993.60	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	1,156	26,495.52	
		CENTERSPACE	700	38,094.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	2,289	23,164.68	
		CITY OFFICE REIT INC	1,871	8,737.57	
		CLIPPER REALTY INC	602	3,003.98	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	1,157	31,354.70	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	5,272	129,849.36	
COUSINS PROPERTIES INC	7,110	143,479.80			
CTO REALTY GROWTH INC	946	15,854.96			

CUBESMART	10,532	406,429.88	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	9,821	83,085.66	
DIGITAL REALTY TRUST INC	14,181	1,904,508.30	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	10,110	22,242.00	
DOUGLAS EMMETT INC	7,811	94,981.76	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	4,376	51,111.68	
EASTGROUP PROPERTIES INC	2,127	364,057.32	
ELME COMMUNITIES	4,114	56,732.06	
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC-A	6,076	54,319.44	
EPR PROPERTIES	3,529	162,581.03	
EQUINIX INC	4,383	3,445,169.49	
EQUITY COMMONWEALTH	5,141	98,707.20	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	8,727	602,163.00	
EQUITY RESIDENTIAL	16,159	912,013.96	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	7,309	170,226.61	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	3,007	649,902.91	
EXTRA SPACE STORAGE INC	9,898	1,282,285.90	
FARMLAND PARTNERS INC	2,082	24,338.58	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	3,437	325,552.64	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST	6,196	274,792.60	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	4,243	97,376.85	
FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	4,312	10,090.08	
GARMING AND LEISURE PROPERTIES INC.	12,304	567,214.40	
GETTY REALTY CORP	2,153	61,834.16	
GLADSTONE COMMERCILA CORP	1,874	23,762.32	
GLADSTONE LAND CORPORATION	1,561	22,993.53	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	2,887	28,465.82	
GLOBAL NET LEASE INC	9,104	77,748.16	
HEALTHCARE REALTY TRUST INCORPORATED-A	17,842	262,991.08	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	25,628	434,138.32	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	1,559	15,480.87	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	4,951	95,455.28	
HOST HOTELS AND RESORTS INC	33,337	566,062.26	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	5,942	33,691.14	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	10,513	141,504.98	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	2,770	8,213.05	

INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	1,314	104,699.52
INVENTRUST PROPERTIES CORP	3,164	81,251.52
INVITATION HOMES INC	26,949	901,174.56
IRON MOUNTAIN INC	13,673	846,085.24
JBG SMITH PROPERTIES	4,410	62,225.10
KILROY REALTY CORP	4,995	157,692.15
KIMCO REALTY CORP	29,040	548,856.00
KITE REALTY GROUP TRUST	10,277	218,797.33
LTC PROPERTIES INC	1,940	64,214.00
LXP INDUSTRIAL TRUST	13,708	117,066.32
MACERICH CO/THE	10,084	114,856.76
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	28,034	131,199.12
MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	5,466	678,603.90
NATIONAL STORAGE AFFILIATES TRUST	3,888	128,809.44
NATL HEALTH INVESTORS INC	2,034	109,286.82
NET LEASE OFFICE PROPERTY	668	10,467.56
NETSTREIT CORP	3,138	50,302.14
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL	1,515	12,922.95
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST	1,070	33,212.80
NNN REIT INC	8,546	333,123.08
OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	2,276	12,176.60
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	11,472	362,744.64
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	749	14,890.12
ORION OFFICE REIT INC	2,656	13,625.28
PARAMOUNT GROUP INC	7,737	36,518.64
PARK HOTELS & RESORTS INC	10,107	140,386.23
PEAKSTONE REALTY TRUST	1,685	25,207.60
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	5,645	72,030.20
PHILLIPS EDISON & COMPANY INC	5,500	192,775.00
PHYSICIANS REALTY TRUST	11,171	131,594.38
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	5,795	36,508.50
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,679	36,451.09
POSTAL REALTY TRUST INC-A	898	12,796.50
PROLOGIS INC	43,281	4,731,911.73
PUBLIC STORAGE	7,413	1,927,380.00
REALTY INCOME CORP	33,205	1,731,308.70
REGENCY CENTERS CORP	7,698	481,663.86
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS	5,903	74,731.98

REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	9,671	453,376.48	
RLJ LODGING TRUST	7,378	76,436.08	
RPT REALTY	3,740	42,561.20	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	2,797	272,176.07	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	10,832	157,605.60	
SAFEHOLD INC	2,097	40,178.52	
SAUL CENTERS INC	606	22,506.84	
SERVICE PROPERTIES TRUST	7,752	56,589.60	
SIMON PROPERTY	15,328	1,851,469.12	
SITE CENTERS CORP	8,431	112,047.99	
SL GREEN REALTY CORP	3,016	104,896.48	
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	6,621	262,853.70	
STAG INDUSTRIAL INC	8,417	300,402.73	
STAR HOLDINGS	568	7,100.00	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	5,040	31,953.60	
SUN COMMUNITIES INC	5,829	702,569.37	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	9,706	96,477.64	
TANGER FACTORY OUTLET CENTER	4,927	125,539.96	
TERRENO REALTY CORP	3,931	219,742.90	
UDR INC	14,201	478,289.68	
UMH PROPERTIES INC	2,777	40,349.81	
UNITI GROUP INC	11,182	59,040.96	
UNIVERSAL HEALTH REALTY INCOME TRUST	596	24,728.04	
URBAN EDGE PROPERTIES	5,511	93,025.68	
VENTAS INC	18,851	839,058.01	
VERIS RESIDENTIAL INC	3,752	52,302.88	
VICI PROPERTIES INC	47,477	1,383,954.55	
VORNADO REALTY TRUST	7,498	172,828.90	
WELLTOWER INC	25,929	2,254,267.26	
WHITESTONE REIT	2,204	24,199.92	
WP CAREY INC	10,022	552,312.42	
XENIA HOTELS & RESORTS INC	5,025	63,114.00	
米ドル 小計	1,046,177	44,689,348.18 (6,732,897,196)	
合 計	1,046,177	6,732,897,196 (6,732,897,196)	

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注4)外貨建有限証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 138銘柄	98.8%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	18,607,718,479円
II 負債総額	6,137,952,487円
III 純資産総額 (I - II)	12,469,765,992円
IV 発行済口数	12,688,810,087口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	9,827円

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	48,709,239,038円
II 負債総額	16,148,756,066円
III 純資産総額 (I - II)	32,560,482,972円
IV 発行済口数	26,154,720,010口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	12,449円

(参考)

日経225インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	14,113,111,246円
II 負債総額	1,050,940,821円
III 純資産総額 (I - II)	13,062,170,425円
IV 発行済口数	7,902,864,295口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	16,528円

J A日本債券マザーファンド

純資産額計算書

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	61,852,693,603円
II 負債総額	362,604,622円
III 純資産総額 (I - II)	61,490,088,981円
IV 発行済口数	45,829,931,008口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	13,417円

東証REITインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	7,581,618,267円
II 負債総額	362,124,761円
III 純資産総額 (I - II)	7,219,493,506円
IV 発行済口数	5,401,150,105口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	13,367円

S&P500インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	58,657,208,310円
II 負債総額	2,797,112,894円
III 純資産総額 (I - II)	55,860,095,416円
IV 発行済口数	22,977,768,993口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	24,310円

米国債券・マザーファンド

純資産額計算書

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	11,112,546,589円
II 負債総額	53,065,497円
III 純資産総額 (I - II)	11,059,481,092円
IV 発行済口数	7,842,629,174口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	14,102円

S&P米国REITインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	6,972,293,285円
II 負債総額	45,092,999円
III 純資産総額 (I - II)	6,927,200,286円
IV 発行済口数	3,529,912,679口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	19,624円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023年12月29日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2023年12月29日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	251本	4,089,992百万円
公社債投資信託	67本	257,686百万円
合計	318本	4,347,679百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月16日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 細野 和也
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 長尾 充洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月12日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充 洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※1		3,147,271		18,266,544
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			33,575		—
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		1,000,000
立替金	※1		40,418,740		—
前払費用			296,359		344,367
未収委託者報酬			2,043,613		1,872,978
未収運用受託報酬	※1		2,409,291		2,021,600
未収投資助言報酬	※1		616,280		982,868
未収収益			365		188
その他			62,975		42,838
流動資産計			50,128,473		24,631,387
固定資産					
有形固定資産			208,271		812,781
建物	※2	104,560		578,104	
器具備品	※2	95,075		234,676	
建設仮勘定		8,635		—	
無形固定資産			6,269		5,599
商標権		3,875		3,205	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			2,334,916		1,663,601
投資有価証券		654,731		645,029	
その他の関係会社有価証券		1,000,000		—	
長期差入保証金		284,060		493,713	
長期前払費用		2,572		6,563	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		386,850		511,594	
固定資産計			2,549,457		2,481,982
資産合計			52,677,930		27,113,369

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債	※ 1				
借入金			28,400,000		—
預り金			913,572		1,060,990
未払金			1,425,372		1,327,197
未払収益分配金			13		13
未払償還金			3,132		3,132
未払手数料			316,788		331,839
未払運用委託料			1,098,003		982,867
その他未払金			7,434		9,343
未払費用			200,231		260,450
未払法人税等			2,889,055		2,638,545
未払消費税等			1,144,493		572,179
賞与引当金			332,279		390,393
流動負債計			35,305,006		6,249,758
固定負債					
退職給付引当金		240,550		284,250	
役員退任慰労引当金		17,500		18,800	
固定負債計		258,050		303,050	
負債合計			35,563,056		6,552,808
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		74,040		366,600	
その他利益剰余金		15,502,635		18,665,225	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		6,964,514		10,127,103	
利益剰余金計			15,576,675		19,031,825
株主資本計			17,043,075		20,498,225
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			71,798		62,336
評価・換算差額等計			71,798		62,336
純資産合計			17,114,873		20,560,561
負債純資産合計			52,677,930		27,113,369

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			8,662,282		8,014,624
運用受託報酬			6,906,006		7,559,541
投資助言報酬			5,021,561		9,671,667
その他営業収益			—		—
営業収益計	※1		20,589,849		25,245,832
営業費用					
支払手数料			1,284,554		1,267,282
広告宣伝費			25,851		32,905
調査費			936,533		1,227,550
調査費		908,553		1,180,041	
委託調査費		24,638		44,166	
図書費		3,341		3,343	
委託計算費			406,318		403,233
外部運用委託料			3,652,958		3,997,416
営業雑経費			141,882		177,368
通信費		42,916		59,900	
印刷費		59,864		65,113	
協会費		12,773		19,108	
諸会費		2,180		2,252	
その他営業雑経費		24,146		30,993	
営業費用計			6,448,099		7,105,757
一般管理費					
給料			2,314,181		2,680,109
役員報酬		118,226		104,475	
役員賞与		250		—	
給料・手当		1,524,985		1,803,065	
賞与		328,639		373,174	
賞与引当金繰入額		332,279		390,393	
役員退任慰労引当金繰入額		9,800		9,000	
福利厚生費			281,385		336,941
交際費			3,101		14,008
旅費交通費			4,757		60,965
租税公課			181,041		219,965
不動産賃借料			235,876		271,157
役員退任慰労金			3,300		700
退職給付費用			74,445		96,457
固定資産減価償却費			104,378		154,811
資産除去債務（履行差額）			—		128,053
業務委託費			705,179		771,484
諸経費			275,839		381,294
一般管理費計			4,183,487		5,115,950
営業利益			9,958,262		13,024,124

		前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
受取配当金		20,755	24,564
有価証券利息	※1	1,962	1,358
受取利息		88	90
投資有価証券売却益		71,904	8,036
投資有価証券償還益		173	618
その他		165	92
営業外収益計		95,048	34,760
営業外費用			
支払利息	※1	8,210	373
投資有価証券売却損		62,414	—
投資有価証券償還損		5,994	2,105
その他		403	10,042
営業外費用計		77,022	12,521
經常利益		9,976,288	13,046,364
特別損失			
固定資産除却損	※2	102	25,679
特別損失計		102	25,679
税引前当期純利益		9,976,186	13,020,684
法人税、住民税及び事業税		3,197,366	4,114,491
法人税等調整額		△ 185,695	△ 120,567
法人税等合計		3,011,671	3,993,923
当期純利益		6,964,514	9,026,760

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
					別途積立金			
当期首残高	3,420,000	1,500,000	—	1,500,000	74,040	11,205,000	1,997,783	13,276,823
当期変動額								
新株の発行	0							
資本金から剰余金 への振替	△1,953,600		1,953,600	1,953,600				
準備金から剰余金 への振替		△1,500,000	1,500,000	—				
剰余金の配当							△1,512,732	△1,512,732
利益準備金の積立								
別途積立金の積立						400,000	△400,000	—
別途積立金の取崩						△3,066,878	3,066,878	—
当期純利益							6,964,514	6,964,514
自己株式の取得								
自己株式の消却			△6,605,530	△6,605,530				
利益剰余金から資本 剰余金への振替			3,151,930	3,151,930			△3,151,930	△3,151,930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△1,953,599	△1,500,000	—	△1,500,000	—	△2,666,878	4,966,731	2,299,852
当期末残高	1,466,400	—	—	—	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675

(単位：千円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	18,196,823	64,701	64,701	18,261,524
当期変動額					
新株の発行		0			0
資本金から剰余金 への振替					—
準備金から剰余金 への振替					—
剰余金の配当		△1,512,732			△1,512,732
利益準備金の積立					—
別途積立金の積立		—			—
別途積立金の取崩		—			—
当期純利益		6,964,514			6,964,514
自己株式の取得	△6,605,530	△6,605,530			△6,605,530
自己株式の消却	6,605,530	—			—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			7,096	7,096	7,096
当期変動額合計	—	△1,153,747	7,096	7,096	△1,146,650
当期末残高	—	17,043,075	71,798	71,798	17,114,873

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,466,400	—	—	—	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675
当期変動額								
新株の発行								
資本金から剰余金 への振替								
準備金から剰余金 への振替								
剰余金の配当							△5,571,611	△5,571,611
利益準備金の積立					292,560		△292,560	—
別途積立金の積立								
別途積立金の取崩								
当期純利益							9,026,760	9,026,760
自己株式の取得								
自己株式の消却								
利益剰余金から資本 剰余金への振替								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	292,560	—	3,162,589	3,455,149
当期末残高	1,466,400	—	—	—	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825

(単位：千円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	17,043,075	71,798	71,798	17,114,873
当期変動額					
新株の発行					—
資本金から剰余金 への振替					—
準備金から剰余金 への振替					—
剰余金の配当		△ 5,571,611			△ 5,571,611
利益準備金の積立		—			—
別途積立金の積立					—
別途積立金の取崩					—
当期純利益		9,026,760			9,026,760
自己株式の取得					—
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 9,461	△ 9,461	△ 9,461
当期変動額合計	—	3,455,149	△ 9,461	△ 9,461	3,445,687
当期末残高	—	20,498,225	62,336	62,336	20,560,561

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 1～50年
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「未払手数料」に含めて表示していた「未払運用委託料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払手数料」に表示していた1,414,791千円は、「未払手数料」316,788千円、「未払運用委託料」1,098,003千円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」の「委託調査費」に含めて表示していた「外部運用委託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「委託調査費」に表示していた3,677,597千円は、「外部運用委託料」3,652,958千円、「委託調査費」24,638千円として組み替えております。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年6月25日開催の取締役会、2022年6月27日開催の取締役会において、本社および事務所の移転に関する決議をいたしました。これにより、本社および事務所の移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。なお、この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への金額の影響は軽微なものであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)																				
<p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預金</td> <td style="text-align: right;">2,982,931千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">40,418,740千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,222,326千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">616,280千円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">28,400,000千円</td> </tr> </table>	預金	2,982,931千円	立替金	40,418,740千円	未収運用受託報酬	2,222,326千円	未収投資助言報酬	616,280千円	借入金	28,400,000千円	<p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預金</td> <td style="text-align: right;">18,065,313千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,548,805千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">894,529千円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> </table>	預金	18,065,313千円	立替金	－千円	未収運用受託報酬	1,548,805千円	未収投資助言報酬	894,529千円	借入金	－千円
預金	2,982,931千円																				
立替金	40,418,740千円																				
未収運用受託報酬	2,222,326千円																				
未収投資助言報酬	616,280千円																				
借入金	28,400,000千円																				
預金	18,065,313千円																				
立替金	－千円																				
未収運用受託報酬	1,548,805千円																				
未収投資助言報酬	894,529千円																				
借入金	－千円																				
<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">131,712千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">150,993千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">282,706千円</td> </tr> </table>	建物	131,712千円	器具備品	150,993千円	合計	282,706千円	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">239,244千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">148,081千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">387,326千円</td> </tr> </table>	建物	239,244千円	器具備品	148,081千円	合計	387,326千円								
建物	131,712千円																				
器具備品	150,993千円																				
合計	282,706千円																				
建物	239,244千円																				
器具備品	148,081千円																				
合計	387,326千円																				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)								
<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">11,067,606千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">8,210千円</td> </tr> </table>	営業収益	11,067,606千円	支払利息	8,210千円	<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">15,413,517千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">186千円</td> </tr> </table>	営業収益	15,413,517千円	支払利息	186千円
営業収益	11,067,606千円								
支払利息	8,210千円								
営業収益	15,413,517千円								
支払利息	186千円								
<p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">102千円</td> </tr> </table>	器具備品	102千円	<p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">25,679千円</td> </tr> </table>	器具備品	25,679千円				
器具備品	102千円								
器具備品	25,679千円								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	38,400	—	9,072	29,328
A種種類株式（株）	15,000	—	15,000	—
A種優先株式（株）	—	1	—	1
B種優先株式（株）	—	1	—	1
合計（株）	53,400	2	24,072	29,330
自己株式				
普通株式（株）	—	9,072	9,072	—
A種種類株式（株）	—	15,000	15,000	—
合計（株）	—	24,072	24,072	—

(注) 1 普通株式の発行済株式数の減少9,072株は2021年9月3日に普通株式9,072株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

2 A種種類株式の発行済株式数の減少15,000株は2021年7月27日にA種種類株式15,000株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

3 A種優先株式1株の増加及びB種優先株式1株の増加は、いずれも2021年9月3日に新規発行したことによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	680,832	17,730	2021年3月31日	2021年6月28日
	A種種類株式	831,900	55,460	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	利益剰余金	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	利益剰余金	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種種類株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種種類株式（株）	—	—	—	—
合計（株）	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	利益剰余金	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	利益剰余金	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(リース取引関係)

前事業年度 2022年3月31日	当事業年度 2023年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	686,620	686,620	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	2,000,000	2,001,350	1,350
資産計	2,686,620	2,687,970	1,350

(*) 「現金及び預金」、「立替金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「借入金」については、短期借入金であり、短期間で返済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	643,342	643,342	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	1,000,000	999,925	△75
資産計	1,643,342	1,643,267	△75

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	643,342	—	643,342
資産計	—	643,342	—	643,342

(2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	—	999,925	—	999,925
資産計	—	999,925	—	999,925

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,147,271	—	—	—
立替金	40,418,740	—	—	—
未収委託者報酬	2,043,613	—	—	—
未収運用受託報酬	2,409,291	—	—	—
未収投資助言報酬	616,280	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	33,575	85,544	89,763	15,952
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	1,000,000	—	—
合計	49,668,772	1,085,544	89,763	15,952

当事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,266,544	—	—	—
未収委託者報酬	1,872,978	—	—	—
未収運用受託報酬	2,021,600	—	—	—
未収投資助言報酬	982,868	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	—	—	105,317	55,660
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	—	—	—
合計	24,143,992	—	105,317	55,660

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	28,400,000	—	—	—	—	—
合計	28,400,000	—	—	—	—	—

当事業年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	1,750,000	1,751,350	1,350
	小計	1,750,000	1,751,350	1,350
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	250,000	250,000	—
	小計	250,000	250,000	—
合計		2,000,000	2,001,350	1,350

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,000,000	999,925	△75
	小計	1,000,000	999,925	△75
合計		1,000,000	999,925	△75

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	530,192	410,805	119,387
	小計	530,192	410,805	119,387
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	156,427	172,330	△15,902
	小計	156,427	172,330	△15,902
合計		686,620	583,135	103,485

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	524,473	410,805	113,668
	小計	524,473	410,805	113,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	118,869	142,690	△23,820
	小計	118,869	142,690	△23,820
合計		643,342	553,495	89,847

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	488,800	71,904	62,414
合計	488,800	71,904	62,414

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	54,000	8,036	—
合計	54,000	8,036	—

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 （単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	232,053	240,550
退職給付費用	36,120	45,110
退職給付の支払額	27,623	1,410
退職給付引当金の期末残高	240,550	284,250

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	240,550	284,250
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,550	284,250
退職給付引当金	240,550	284,250
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,550	284,250

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	36,120	45,110

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 67,930	ソフトウェア償却超過額 78,112
敷金償却否認 22,696	敷金償却否認 30,554
本社移転費用否認 —	本社移転費用否認 74,687
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,591
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,395
賞与引当金 101,744	賞与引当金 119,538
役員退任慰労引当金 5,358	役員退任慰労引当金 5,756
退職給付引当金 73,656	退職給付引当金 87,037
その他有価証券評価差額金 4,869	その他有価証券評価差額金 7,293
未払事業税 139,109	未払事業税 127,691
その他 <u>4,056</u>	その他 <u>11,741</u>
繰延税金資産小計 423,407	繰延税金資産小計 546,399
評価性引当額 —	評価性引当額 —
繰延税金資産合計 423,407	繰延税金資産合計 546,399
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 <u>△36,556</u>	その他有価証券評価差額金 <u>△34,805</u>
繰延税金負債合計 <u>△36,556</u>	繰延税金負債合計 <u>△34,805</u>
繰延税金資産の純額 <u>386,850</u>	繰延税金資産の純額 <u>511,594</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
19,756,670	833,179	20,589,849

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	12,204,592	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,340,426	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
23,537,958	1,707,874	25,245,832

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	16,103,493	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,486,311	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の 購入・募集・販 売の取扱、投資 一任契約等の締 結、投資助言契 約の締結 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (注1)	8,210	短期借入 金	28,400,000
							運用受託報 酬の受取 (注2)	6,045,161	未収投資 一任報酬	2,221,441
							投資助言報 酬の受取 (注2)	5,021,561	未収投資 助言報酬	616,280
その他 の関連 会社	全国共済 農業協同 組合連合 会	東京都 千代田区	756,537	金融業	被所有 直接 33.34%	当社投資信託の 購入・募集・販 売の取扱、役員 の兼任	自己株式の 取得(注3)	3,605,530	—	—
							投資信託購 入の立替 (注4)	—	立替金追 加設定	40,418,740

(注1) 資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(注2) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 自己株式の取得は、2021年3月31日に親会社との間で締結された株主間契約にもとづく取得価格により、2021年8月17日開催の当社株主総会の決定を経て、行われております。

(注4) 投資信託購入のための一時的な立替を行っています。取引条件については、当社と関連を有しない、他の取引先と同様の条件によっております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	農中信託 銀行株式 会社	東京都 千代田区	20,000	金融業	—	当社投資信託の 運用助言	自己株式の 取得(注)	3,000,000	—	—

(注) 自己株式取得については、2021年7月28日開催の当社取締役会での決定を経て、当社定款に定められた金額、方法により行われております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託 の購入・募 集・販売の取 扱、投資一任 契約等の締 結、投資助言 契約の締結 役員の兼任	運用受託報 酬の受取 (注1)	5,822,158	未収投資 一任報酬	1,548,805
							投資助言報 酬の受取 (注1)	9,591,359	未収投資 助言報酬	894,529

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	346,097円90銭	345,775円28銭
1株当たり当期純利益金額	－銭	－銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	17,114,873	20,560,561
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	6,964,514	10,419,663
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(6,964,514)	(9,026,760)
(うちA種優先株式未分配配当額・B 種優先株式未分配配当額)	(－)	(1,392,902)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	10,150,359	10,140,897
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	29,328	29,328

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	6,964,514	9,026,760
普通株主に帰属しない金額 (千円)	6,964,514	9,026,760
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(6,964,514)	(9,026,760)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	－	－
普通株式の期中平均株式数 (株)	33,180	29,328

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		11,560,377
分別金信託		584,750
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		500,000
前払費用		399,061
未収委託者報酬		1,919,635
未収運用受託報酬		2,074,508
未収投資助言報酬		6,362,286
未収収益		93
その他		58,138
流動資産計		23,458,853
固定資産		
有形固定資産	※1	787,870
建物		571,545
器具備品		216,324
無形固定資産		5,264
投資その他の資産		1,408,638
投資有価証券		660,761
長期差入保証金		349,287
長期前払費用		8,471
会員権		6,700
繰延税金資産		383,418
固定資産計		2,201,773
資産合計		25,660,626

		第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		2,523,844
未払金		837,819
未払運用委託料		1,184,482
未払費用		299,904
未払法人税等		1,952,287
未払消費税等		267,480
賞与引当金		424,194
流動負債計		7,490,014
固定負債		
退職給付引当金		307,573
役員退任慰労引当金		23,800
固定負債計		331,373
負債合計		7,821,387
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,466,400
利益剰余金		
利益準備金		366,600
その他利益剰余金		15,914,534
別途積立金		8,538,121
繰越利益剰余金		7,376,412
利益剰余金計		16,281,134
株主資本計		17,747,534
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		91,705
評価・換算差額等計		91,705
純資産合計		17,839,239
負債純資産合計		25,660,626

(2) 中間損益計算書

		第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,992,503
運用受託報酬		3,744,396
投資助言報酬		4,970,688
営業収益計		12,707,588
営業費用		
外部運用委託料		1,969,393
支払手数料		666,400
その他		1,002,286
営業費用計		3,638,079
一般管理費	※1	2,638,354
営業利益		6,431,154
営業外収益	※2	34,773
営業外費用		0
経常利益		6,465,927
特別損失	※3	16,876
税引前中間純利益		6,449,050
法人税、住民税及び事業税		1,863,117
法人税等調整額		115,214
法人税等合計		1,978,332
中間純利益		4,470,717

(3) 中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

項目	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
			その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当中間期変動額						
剰余金の配当				△ 7,221,408	△ 7,221,408	△ 7,221,408
利益準備金の積立						
中間純利益				4,470,717	4,470,717	4,470,717
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 2,750,690	△ 2,750,690	△ 2,750,690
当中間期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	7,376,412	16,281,134	17,747,534

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 7,221,408
利益準備金の積立			—
中間純利益			4,470,717
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	29,368	29,368	29,368
当中間期変動額合計	29,368	29,368	△ 2,721,322
当中間期末残高	91,705	91,705	17,839,239

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第31期中間会計期間 (2023年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	188,639千円

(中間損益計算書関係)

第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	51,208千円
無形固定資産	335千円
※2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	33,384千円
有価証券利息	327千円
受取利息	60千円
投資信託売却益	164千円
※3 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	737千円
有価証券評価損	16,139千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式 (株)	29,328	—	—	29,328
A種優先株式 (株)	1	—	—	1
B種優先株式 (株)	1	—	—	1
合計 (株)	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	659,074	659,074	—
(2) その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	500,000	500,050	50
資産計	1,159,074	1,159,124	50

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「預り金」、「未払運用委託料」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	659,074	—	659,074
資産計	—	659,074	—	659,074

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	—	500,050	—	500,050
資産計	—	500,050	—	500,050

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位: 千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	500,000	500,050	50
	小計	500,000	500,050	50
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,000	500,050	50

2. その他有価証券

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位: 千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	551,764	400,805	150,959
	小計	551,764	400,805	150,959
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	107,309	126,091	△18,781
	小計	107,309	126,091	△18,781
合計		659,074	526,896	132,177

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしておりますが、当中間会計期間において、有価証券について16,139千円(その他有価証券16,139千円)減損処理を行っております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

第31期中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
11,189,289	1,518,298	12,707,588

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	7,384,733	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,231,229	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
1 株当たり純資産額	346,776円67銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	17,839,239
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	7,668,972
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(4,470,717)
(うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額) (千円)	(3,198,255)
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	10,170,266
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 (株)	29,328

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	一銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	4,470,717
普通株主に帰属しない金額 (千円)	4,470,717
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(4,470,717)
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,328

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

農林中金<パートナーズ>

日米6資産分散ファンド（安定運用コース）

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日経 225 インデックス・マザーファンド受益証券、J A 日本債券マザーファンド受益証券、東証 REIT インデックス・マザーファンド受益証券、S&P500 インデックス・マザーファンド受益証券、米国債券・マザーファンド受益証券および S&P 米国 REIT インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本および米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）、公社債、上場不動産投資信託証券等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

① 上記のマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内株式、国内債券、国内上場不動産投資信託、米国株式、米国債券および米国上場不動産投資信託に実質的に分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 各マザーファンド受益証券への投資配分比率（以下、「基本配分比率」といいます。）は以下を基本とします。

日経 225 インデックス・マザーファンド受益証券：5%

J A 日本債券マザーファンド受益証券：40%

東証 REIT インデックス・マザーファンド受益証券：5%

S&P500 インデックス・マザーファンド受益証券：5%

米国債券・マザーファンド受益証券：40%

S&P 米国 REIT インデックス・マザーファンド受益証券：5%

③ 上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。

④ 上記各マザーファンド受益証券への合計投資割合は、原則として高位に保ちます。

⑤ 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

⑥ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投

資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑫ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年11月15日とし、同日が休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および同条第2項、第28条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および信託金の限度額)

第3条 委託者は、金200億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については200億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 27 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める

累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1口の整数倍をもって応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1口の整数倍をもって応じることができるものとします。
- ③ 第1項および第2項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、第1項および第2項による受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第4項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。
- ⑧ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第42条第8項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された日経 225 インデックス・マザーファンド、J A 日本債券マザーファンド、東証 REIT インデックス・マザーファンド、S & P500 インデックス・マザーファンド、米国債券・マザーファンドおよび S & P 米国 REIT インデックス・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 13 号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第 1 号から第 12 号までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で第 22 号の有価証券の性質を有するもの
なお、第 1 号の証券または証書および第 13 号ならびに第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 13 号ならびに第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 14 号の証券および第 15 号の証券（新投資口予約権証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第 1 項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を

除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条、第27条および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16

条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 25 条、第 27 条および第 31 条から第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第 1 号および第 2 号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 第 1 項第 1 号および第 2 号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 26 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 31 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 32 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 33 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を

含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

第 35 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③ 第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 30 年 11 月 15 日までとします。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求を

することはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 38 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）として投資信託財産の純資産総額に日々一定の率を乗じて得た額の合計を、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中より支弁します。なお、委託者は投資信託財産の規模等を考慮し、当該費用の一部を負担することおよび上限額を設定することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 85 の率を乗じて得た額とします。

- ② 第 1 項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 40 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 45 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第 42 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑥ 第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。
- ⑦ 委託者は第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑧ 委託者は第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとしします。当該取得申込により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録

されます。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 43 条 委託者は、原則として、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第 42 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者、委託者の指定する販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

- ② 受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第 3 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 第 5 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 47 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 10 億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 48 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い）

第 49 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 2 項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

第 50 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第 51 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 52 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 53 条 この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 47 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 54 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 30 年 3 月 20 日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 吉田 一生

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男

追加型証券投資信託

農林中金<パートナーズ>

日米6資産分散ファンド（資産形成コース）

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日経 225 インデックス・マザーファンド受益証券、J A 日本債券マザーファンド受益証券、東証 REIT インデックス・マザーファンド受益証券、S&P500 インデックス・マザーファンド受益証券、米国債券・マザーファンド受益証券および S&P 米国 REIT インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本および米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）、公社債、上場不動産投資信託証券等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

① 上記のマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内株式、国内債券、国内上場不動産投資信託、米国株式、米国債券および米国上場不動産投資信託に実質的に分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 各マザーファンド受益証券への投資配分比率（以下、「基本配分比率」といいます。）は以下を基本とします。

日経 225 インデックス・マザーファンド受益証券：1 / 6

J A 日本債券マザーファンド受益証券：1 / 6

東証 REIT インデックス・マザーファンド受益証券：1 / 6

S&P500 インデックス・マザーファンド受益証券：1 / 6

米国債券・マザーファンド受益証券：1 / 6

S&P 米国 REIT インデックス・マザーファンド受益証券：1 / 6

③ 上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。

④ 上記各マザーファンド受益証券への合計投資割合は、原則として高位に保ちます。

⑤ 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

⑥ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投

資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 24 条の範囲で行います。
- ⑫ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年 11 月 15 日とし、同日が休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および同条第2項、第28条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および信託金の限度額)

第3条 委託者は、金200億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については200億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 27 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める

累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1口の整数倍をもって応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1口の整数倍をもって応じることができるものとします。
- ③ 第1項および第2項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、第1項および第2項による受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第4項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。
- ⑧ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第42条第8項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された日経 225 インデックス・マザーファンド、J A 日本債券マザーファンド、東証 REIT インデックス・マザーファンド、S & P500 インデックス・マザーファンド、米国債券・マザーファンドおよび S & P 米国 REIT インデックス・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 13 号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第 1 号から第 12 号までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で第 22 号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書および第 13 号ならびに第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 13 号ならびに第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 14 号の証券および第 15 号の証券（新投資口予約権証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、第 1 項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を

除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条、第27条および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16

条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 25 条、第 27 条および第 31 条から第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第 1 号および第 2 号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 第 1 項第 1 号および第 2 号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 26 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 31 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 32 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 33 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を

含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

第 35 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③ 第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとするを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 30 年 11 月 15 日までとします。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求を

することはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 38 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）として投資信託財産の純資産総額に日々一定の率を乗じて得た額の合計を、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中より支弁します。なお、委託者は投資信託財産の規模等を考慮し、当該費用の一部を負担することおよび上限額を設定することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 85 の率を乗じて得た額とします。

- ② 第 1 項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 40 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 45 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第 42 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑥ 第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。
- ⑦ 委託者は第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑧ 委託者は第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとしします。当該取得申込により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録

されます。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 43 条 委託者は、原則として、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第 42 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者、委託者の指定する販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

- ② 受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第 3 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 第 5 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 47 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 10 億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 48 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い）

第 49 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条第 2 項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

第 50 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第 51 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 52 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 53 条 この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 47 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 54 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 30 年 3 月 20 日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 吉田 一生

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男

